

令和4年度障害者総合福祉推進事業  
地域生活支援事業における日中一時支援等の  
利用状況等に関する調査研究  
事業報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 概要

---

### 【事業の目的】

本事業では、地域生活支援事業のうち、障害福祉サービスと近い支援内容が含まれる、「日中一時支援事業」、「移動支援事業」、「訪問入浴サービス」について、自治体における運用実態を把握するとともに、これらの事業の利用及び運用の在り方を提示することを目的として調査研究を実施した。

なお、調査・検討の結果が、次期障害福祉サービス報酬改定において障害福祉サービスの見直しの議論に資するものとなるよう、特に、障害福祉サービスとの関係性に着目して実施した。

### 【調査方法】

目的の達成のため、下記2つの調査を実施した。なお、調査設計や分析に当たっては、有識者による検討委員会から助言を得ながら検討を進めた。

- ①自治体へのアンケート調査
- ②自治体へのヒアリング調査

### 【調査・検討結果】

調査①②の結果は下記のとおりであった。

- ①アンケート調査対象：1,741市区町村（悉皆）  
有効回答率 52.5%（有効回答数 914自治体）
- ②ヒアリング調査対象：10団体

### 【考察】

#### ①個別給付サービスと地域生活支援事業の優先関係について

個別給付サービスと地域生活支援事業の優先関係に係る自治体のルールの整備状況については、移動支援事業と日中一時支援事業・訪問入浴サービスでは傾向に差異が見られたものの、いずれの事業も半数以上の自治体で明確なルールはない状態となっており、地域生活支援事業の限りある予算を有効に活用するためには、一定の整理を図る余地が見られる。

一方で、こうしたルールを定めている自治体でも、地域における個別給付サービス事業所の有無等によっては、地域生活支援事業で対応している実態もある。個別給付サービス事業所の確保の取組を行っている自治体も少数である中、自治体によるルールの整備だけでは実効性に乏しい可能性がある。

#### ②日中一時支援事業と個別給付サービスの関係性

生活介護や放課後等デイサービスの閉所後のニーズに対して日中一時支援事業により支援を行うケースは、アンケート調査・ヒアリング調査ともに実態として多くあることが把握された。

これについて、個別給付サービス側で開所時間を延長（延長支援加算の取得等）するという方策も考えられるものの、現状では自治体・事業所ともに個別給付サービスの開所時間を延長することで対応するという意識に乏しい。個別給付サービスとの優先関係に関する基本的な考え方を整理した上で、この考え方を踏まえた対応（の意義等）を広める・促す取組の必要性が示唆されている。

また、ヒアリング調査では、個別給付サービス事業所から別の事業所に移動して日中一時支援事業で対応しているケースも確認されており、1か所の個別給付サービス事業所では延長ニーズのある利用者が少ないケースがある可能性が示唆された。

### ③移動支援事業と個別給付サービスの関係性

日中一時支援事業や訪問入浴サービスと比べると、個別給付サービスの利用優先や併給不可といった運用が広く行われている様子が伺えた。とりわけ、ヒアリング調査では重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定を行う場合には、移動支援事業は利用対象外になるとした自治体が複数あった。

類似の支援が可能な個別給付サービスがある場合にはそちらの利用を促したいという意向が聞かれた。自治体としても運用の整理に関心が高い事業であると考えられる。

他方で、全国的な利用者数では知的障害の利用者が6割弱となっており、障害支援区分の高い者も多く含まれていることから、行動援護の主要な利用対象者層を移動支援事業で支援している可能性が示唆されており、行動援護の事業者が少ない（ない）ため移動支援事業で対応していると回答した自治体もあったことから、居宅介護や移動支援事業の事業所が行動援護の指定を取得しない（取得できない）理由や事情について把握し、居宅介護や移動支援事業の事業者が行動援護の指定を取得するよう促すといった取り組みが必要であると考えられる。

### ④訪問入浴サービスと個別給付サービスの関係性

入浴ニーズについては、訪問入浴サービスだけでなく、介護保険の訪問入浴介護や、障害福祉制度の生活介護事業所や居宅介護事業所からの支援において対応されており、訪問入浴サービスはこれらの個別給付サービスに対する補完的な位置づけで運用されている。

こうした実態を踏まえ、訪問入浴サービスと個別給付サービスとの関係性や在り方について、検討する必要がある。



## 目次

---

概要.....	i
目次.....	4
1. 事業目的と方法.....	5
(1) 背景.....	5
(2) 目的.....	5
(3) 事業概要・方法.....	6
2. アンケート調査.....	9
(1) アンケート調査概要.....	9
(2) アンケート調査集計結果.....	11
3. ヒアリング調査.....	47
(1) ヒアリング調査概要.....	47
(2) ヒアリング調査結果.....	48
4. 考察.....	72
(1) 利用・運用実態について.....	72
(2) 分析と課題.....	79
資料.....	81

## 1. 事業目的と方法

---

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

### (1) 背景

---

地域生活支援事業は、地方公共団体が、地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成 18 年度に創設された。近年、障害児・者の地域移行や社会参加が推進される中で、事業に対するニーズは量的に増大するだけでなく、内容的にもより多様な支援が求められている。

他方、増大するニーズに対し国庫における予算額も増加している一方、なおも予算は不足しているとの意見や、運用面でも自治体によって利用方法が異なる、個別給付のサービスと近い内容になっているといった指摘もある。

弊社が令和 3 年度障害者総合福祉推進事業の補助を受け実施した「地域生活支援事業の効果的な取組を推進するための調査研究」でも、数自治体へのヒアリングにより、移動支援事業について、自治体によって利用者像や利用目的に運用上の差異が見られたほか、日中一時支援事業について、個別給付サービスの日中活動サービスの提供時間終了後の居場所として利用されているケースがあることが確認されている。

こうした背景を踏まえて、「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書」（令和 4 年 6 月 13 日社会保障審議会障害者部会）では、「地域生活支援事業について、障害福祉サービスの適切な利用の推進を図るため、当該事業に含まれる事業のうち、日中一時支援事業等の障害者等個人に対する支援が含まれる事業と障害福祉サービスの個別給付との利用対象者像の関係等の実態把握や整理を行い、障害福祉サービスの報酬改定等の議論の中で、財源を確保しつつ、その在り方を検討する必要がある」との提言が盛り込まれた。

### (2) 目的

---

以上の背景を踏まえ、地域生活支援事業、とりわけ日中一時支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービスといった障害福祉サービスと近い支援内容が含まれる事業の、自治体における運用実態を把握するとともに、これらの事業の利用及び運用の在り方の提示を目的として調査研究を実施する。

なお、調査・検討の結果が、次期障害福祉サービス報酬改定において障害福祉サービスの見直しの議論に資するものとなるよう、障害福祉サービスとの関係性にも意識をおいた内容とする。

各調査により明らかにしたいことは次のとおりである。

図表 1 調査目的

調査	明らかにしたい事項
自治体アンケート調査 (以下、アンケート調査)	全国の自治体に対して、地域生活支援事業の運用・利用実態を把握することを目的に実施する。
自治体ヒアリング調査 (以下、ヒアリング調査)	アンケート調査では把握しきれない、各自治体の実施要綱の詳細や利用目的、利用者像を踏まえた支援上の工夫等の運用実態を確認する。

### (3) 事業概要・方法

本事業は以上の目的を達成するために、自治体を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査を実施した。なお、これらの調査内容や結果を考察するため検討委員会を組織し、助言等を得ながら進めた。

#### ①検討委員会

学識経験者および自治体関係者による有識者委員会を設置し、3回の検討会を実施した。

#### ア. 検討委員会委員

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には小澤氏が就任した。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属・役職
小澤 温	筑波大学 人間系 教授
川井 崇志	鎌倉市健康福祉部障害福祉課 事務職員
鷹野 雪保	堺市健康福祉局障害福祉部障害支援課 課長
曾根 直樹	日本社会事業大学 専門職大学院 准教授
高木 憲司	和洋女子大学 家政学部 准教授
丹羽 彩文	社会福祉法人 昴 理事長

(五十音順、敬称略)

その他、厚生労働省から検討委員会オブザーバーが各回数名参加した。

また、本事業実施事務局は下記のとおりである。

図表 3 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
栗城 尚史	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
長田 直子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト



## イ. 検討委員会開催状況

全3回の検討委員会は、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、オンライン開催及び持ち回りによる開催とした。

図表4 委員会議題

開催日	主な議題
第1回 令和4年11月 (各委員に対して持ち回り開催とした。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査の目的と概要</li><li>・調査の実施方法</li><li>・調査項目と設問案</li><li>・今後のスケジュール</li></ul>
第2回 令和5年2月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査の目的と概要</li><li>・アンケート調査の報告(速報値)</li><li>・ヒアリング調査の方針</li><li>・報告書骨子案</li><li>・今後のスケジュール</li></ul>
第3回 令和5年3月 (各委員に対して持ち回り開催とした。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート調査の結果報告</li><li>・ヒアリング調査の結果報告</li><li>・報告書案</li></ul>

## ②アンケート調査

自治体の障害福祉担当部署を対象にアンケート調査を実施した。調査は表計算ソフトにて作成した調査票を各市区町村障害福祉担当部署にメールで送付し、調査事務局あてに返信してもらう方法で行った。

調査概要は以下のとおりである。

図表5 アンケート調査

調査対象	全市区町村 (1,741 団体) ※障害福祉担当部署担当者宛に送付
調査期間	令和4年12月15日(木)より令和5年1月20日(金)

## ③ヒアリング調査

前出のアンケート調査の結果を踏まえ、各調査項目の深堀を目的として調査を実施した。なお、実際の調査は事前に質問項目を送付し、可能な限り事前に確認をいただいた上で、調査事務局がweb会議または電話で聞き取りを行った。

図表6 ヒアリング調査

調査対象	全国10自治体
調査期間	令和5年3月7日(火)より令和5年3月16日(水)

#### ④事業経過

本事業は令和4年9月5日に事業の内示を受け、令和5年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 7 事業経過

		事業実施状況		
9月		全体調査設計		
10月				
11月	★第1回委員会 (持ち回り開催)	アンケート調査 設計		
12月		アンケート調査 実施 問い合わせ対応	ヒアリング 調査設計 調査項目の 検討	報告書骨子 検討
令和4年1月				
2月	★第2回委員会	集計 まとめ		報告書案作成
3月	★第3回委員会 (持ち回り開催)		実査 まとめ	報告書作成

## 2. アンケート調査

本章では、全国の自治体に対して、地域生活支援事業の運用実態を把握することを目的に実施したアンケート調査結果について記載する。

### (1) アンケート調査概要

調査項目及び調査票の回収状況は次のとおりである。

#### ①調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。なお、詳細な調査内容（調査票）は資料1に添付している。

図表8 調査項目

ア. 自治体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の基本情報（自治体名、自治体コード、人口）</li> </ul>
イ. 日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中一時支援事業の実施事業所数</li> <li>日中一時支援事業の利用者数</li> <li>日中一時支援事業の延べ利用回数・総事業費</li> <li>個別給付サービスとの優先関係・併給の可否を定めたルールの有無とその考え方</li> <li>日中一時支援事業を利用する理由</li> <li>個別給付サービスと日中一時支援事業を両方利用している者の数</li> <li>個別給付サービスを優先としている一方で日中一時支援事業を利用する理由</li> <li>個別給付サービスの延長支援加算による時間外対応が困難な理由</li> <li>個別給付サービス事業所を確保するための取組み</li> </ul>
ウ. 移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援事業の実施事業所数</li> <li>移動支援事業の利用者数</li> <li>移動支援事業の延べ利用回数・総事業費</li> <li>移動支援事業の延べ利用回数のうち実施方法ごとの内訳</li> <li>移動支援事業の利用目的</li> <li>個別給付サービスとの優先関係・併給の可否を定めたルールの有無とその考え方</li> <li>個別給付サービスと移動支援事業を両方利用している者の数</li> <li>個別給付サービスを優先としている一方で移動支援事業を利用する理由</li> <li>個別給付サービスで対応できない外出ニーズ</li> <li>就労移行支援による通勤訓練による対応が困難な理由</li> <li>個別給付サービス事業所を確保するための取組み</li> </ul>
エ. 訪問入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問入浴サービスの実施事業所数</li> <li>訪問入浴サービスの利用者数</li> <li>訪問入浴サービスの利用者数のうち要介護認定を受けている介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者の数</li> <li>医療的ケア区分の有無別の障害児の利用者数</li> <li>訪問入浴サービスの延べ利用回数・総事業費</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問入浴サービスの1回当たりの単価設定に関する考え方</li> <li>・ 入浴設備や配置人員に関する要件に関する実施要綱等での定めの有無</li> <li>・ 利用対象者の要件に関する実施要綱等での定めの有無</li> <li>・ 個別給付サービスとの優先関係・併給の可否を定めたルールの有無とその考え方</li> <li>・ 個別給付サービスとの優先関係に関する運用上のルール</li> <li>・ 介護保険の訪問入浴介護との優先関係</li> <li>・ 個別給付サービスと訪問入浴サービスを両方利用している者の数</li> <li>・ 個別給付サービスを優先としている一方で訪問入浴サービスを利用する理由</li> <li>・ 個別給付サービス事業所を確保するための取組み</li> </ul>
--	--

## ②回収状況

調査票の回収状況は次のとおりである。

図表 9 回収数（アンケート調査）

調査対象自治体	全国 1,741 自治体	
有効回答数・回収率	全国 914 自治体 (52.5%)	
自治体累計別 回答数・回収率	政令市	17 自治体
	中核市	46 自治体
	特別区	17 自治体
	市	421 自治体
	町	346 自治体
	村	67 自治体

※カッコ内は回収率

## (2) アンケート調査集計結果

以上のアンケート調査設計及び集計方針に基づき、集計を行った。

### ①サービスごとの実施事業所数

サービスごとに実施事業所数の集計を行った。

日中一時支援事業を実施する事業所の 43.8%は生活介護の事業所を併設し、移動支援事業を実施する事業所の 84.2%は居宅介護の事業所を併設していた。

訪問入浴サービスの実施事業所の 90.7%は、介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていた。

図表 10 自治体内にある日中一時支援事業の実施事業所数（令和4年10月1日現在）

	件数(件)	全体に占める割合
事業所全体	5,602	
うち生活介護と併設	2,453	43.8%
うち放課後デイサービスと併設	1,564	27.9%

図表 11 自治体内にある移動支援事業の実施事業所数（令和4年10月1日現在）

	件数(件)	全体に占める割合
事業所全体	12,975	
うち居宅介護と併設	10,922	84.2%
うち重度訪問介護と併設	9,524	73.4%
うち行動擁護と併設	2,422	18.7%
うち同行擁護と併設	4,098	31.6%

図表 12 自治体内にある訪問入浴サービスの実施事業所数（令和4年10月1日現在）

	件数(件)	全体に占める割合
事業所全体	894	
うち居宅介護と併設	365	40.8%
うち介護保険の訪問入浴介護の指定	811	90.7%

## ②日中一時支援事業の利用回数と総事業費

回答自治体全体における日中一時支援事業の年間の延べ利用回数は、障害児が約 77 万回に対し、障害者は約 119 万回であった。

1 回当たり単価を算出すると、約 3 千円となる。

図表 13 自治体内の日中一時支援事業の延べ利用回数と総事業費総数

	延べ利用回数 (障害児)	延べ利用回数 (障害者)	総事業費 (円)	(1 回当たり 単価) (円)
延べ利用回数	774, 414	1, 190, 316	9, 707, 951, 925	3, 178
実施自治体数	525	586	796	
利用回数を把握していない自治体数	169	166		

※ 1 回当たり単価の算出に当たっては、延べ利用回数を把握していないとした自治体の事業費を総事業費から除いている。

## ③移動支援事業の利用回数と総事業費

回答自治体全体における移動支援事業の年間の延べ利用回数は、障害児が約 38 万回、障害者が約 159 万回となった。1 回当たり単価を算出すると、約 5 千円となる。実施方法ごとの利用回数では、個別支援型が約 206 万回と最も多く、車両輸送型が約 26 万回であった。

図表 14 自治体内の移動支援事業の延べ利用回数と総事業費総数

	延べ利用回数 (障害児)	延べ利用回数 (障害者)	総事業費(円)	(1 回当たり 単価) (円)
延べ利用回数	377, 350	1, 586, 022	30, 892, 294, 796	5, 407
実施自治体数	272	558	805	
利用回数を把握していない自治体数	253	259		

※ 1 回当たり単価の算出に当たっては、延べ利用回数を把握していないとした自治体の事業費を総事業費から除いている。

図表 15 自治体内の移動支援事業における延べ利用回数分布 (利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計)

	個別支援型	グループ支援型	車両輸送型
延べ利用回数	2, 059, 515	20, 866	260, 963
実施自治体数	465	81	71
利用回数を把握していない自治体数	328	311	320

※延べ利用回数については、障害児・障害者の内訳が不明だが実施方法別の回数は回答可能な自治体があるため、図表 14 の合計より図表 15 の回数が増えている。

#### ④訪問入浴サービスの利用回数と総事業費

回答自治体全体における訪問入浴サービスの年間の延べ利用回数は、障害児が約2万回、障害者が約22万回となった。

図表 16 自治体内の訪問入浴サービスの延べ利用回数と総事業費総数

	延べ利用回数 (障害児)	延べ利用回数 (障害者)	総事業費 (円)	(1回当たり 単価) (円)
延べ利用回数	23,756	218,997	4,329,956,272	11,638
実施自治体数	196	470	537	
利用回数を把握していない自治体数	82	74		

※1回当たり単価の算出に当たっては、延べ利用回数を把握していないとした自治体の事業費を総事業費から除いている。

#### ⑤日中一時支援事業の利用者数

回答自治体全体における日中一時支援事業の利用者数は、総計で約10万人となった。

障害種別では知的障害の利用者が最も多い。

図表 17 自治体内における日中一時支援事業の延べ人数利用者数

(単位：人)

身体障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	4,586	32	108	625	5	8	24	5,388
18歳～39歳	1,161	17	94	297	573	1,089	5,165	8,396
40歳～64歳	432	17	83	279	361	491	1,283	2,946
65歳～	127	12	22	39	41	34	34	309
総数	6,306	78	307	1,240	980	1,622	6,506	17,039

知的障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	18,416	113	456	1,611	48	39	70	20,753
18歳～39歳	6,808	222	1,715	3,975	8,095	8,351	8,308	37,474
40歳～64歳	1,570	110	733	1,438	2,802	2,460	2,136	11,249
65歳～	112	9	50	107	123	119	53	573
総数	26,906	454	2,954	7,131	11,068	10,969	10,567	70,049

精神障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	4,671	38	150	459	0	1	6	5,325
18歳～39歳	802	28	177	211	220	125	140	1,703
40歳～64歳	653	34	324	355	248	110	57	1,781
65歳～	115	12	56	53	37	23	4	300
総数	6,241	112	707	1,078	505	259	207	9,109

難病等	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳(人)	3,714	4	30	45	0	0	2	3,795
18歳～39歳(人)	63	1	42	111	144	110	185	656
40歳～64歳(人)	17	0	16	38	42	42	80	235
65歳～(人)	2	0	0	2	0	2	0	6
総数(人)	3,796	5	88	196	186	154	267	4,692

総計	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳(人)	31,387	187	744	2,740	53	48	102	35,261
18歳～39歳(人)	8,834	268	2,028	4,594	9,032	9,675	13,798	48,229
40歳～64歳(人)	2,672	161	1,156	2,110	3,453	3,103	3,556	16,211
65歳～(人)	356	33	128	201	201	178	91	1,188
総数(人)	43,249	649	4,056	9,645	12,739	13,004	17,547	100,889



## ⑥移動支援事業の利用者数

回答自治体全体における移動支援事業の利用者数は、総計で約 17 万人となった。障害種別では知的障害の利用者が最も多い。

図表 18 自治体内における移動支援事業の延べ人数利用者数

(単位：人)

身体障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
0 歳～17 歳	3,123	1	110	198	67	77	96	3,672
18 歳～39 歳	1,713	23	183	625	1,045	1,590	5,773	10,952
40 歳～64 歳	2,737	86	664	2,112	2,077	2,242	3,629	13,547
65 歳～	5,264	83	314	862	605	577	1,040	8,745
総数	12,837	193	1,271	3,797	3,794	4,486	10,538	36,916

知的障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
0 歳～17 歳	10,775	19	78	404	8	8	24	11,316
18 歳～39 歳	9,352	297	3,530	7,497	12,077	9,332	8,044	50,129
40 歳～64 歳	3,710	261	2,971	5,612	8,107	5,824	4,550	31,035
65 歳～	954	42	378	811	879	682	402	4,148
総数	24,791	619	6,957	14,324	21,071	15,846	13,020	96,628

精神障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
0 歳～17 歳	1,496	13	44	234	1	1	1	1,790
18 歳～39 歳	1,316	28	1,125	1,238	742	197	89	4,735
40 歳～64 歳	2,813	166	5,483	5,691	3,275	866	368	18,662
65 歳～	2,150	60	837	840	502	177	122	4,688
総数	7,775	267	7,489	8,003	4,520	1,241	580	29,875

難病等	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
0 歳～17 歳	797	2	3	8	0	0	2	812
18 歳～39 歳	127	3	43	121	140	119	173	726
40 歳～64 歳	164	6	88	192	139	96	113	798
65 歳～	343	2	19	48	30	18	22	482
総数	1,431	13	153	369	309	233	310	2,818

総計	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	16,191	35	235	844	76	86	123	17,590
18歳～39歳	12,508	351	4,881	9,481	14,004	11,238	14,079	66,542
40歳～64歳	9,424	519	9,206	13,607	13,598	9,028	8,660	64,042
65歳～	8,711	187	1,548	2,561	2,016	1,454	1,586	18,063
総数	46,834	1,092	15,870	26,493	29,694	21,806	24,448	166,237

### ⑦訪問入浴サービスの利用者数

回答自治体全体における訪問入浴サービスの利用者数は、総計で約5千人となった。

図表 19 自治体内における訪問入浴サービスの延べ人数利用者数

(単位：人)

身体障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	461	0	0	41	0	0	11	513
18歳～39歳	141	1	2	10	11	70	1,640	1,875
40歳～64歳	254	3	7	45	78	304	1,399	2,090
65歳～	31	0	0	3	8	18	95	155
総数	887	4	9	99	97	392	3,145	4,633

知的障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	28	0	0	4	0	0	4	36
18歳～39歳	1	0	0	0	1	1	146	149
40歳～64歳	4	0	1	1	3	8	61	78
65歳～	0	0	1	0	0	0	0	1
総数	33	0	2	5	4	9	211	264

精神障害	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	5	0	0	0	0	0	0	5
18歳～39歳	0	0	0	0	0	1	4	5
40歳～64歳	1	0	1	2	2	4	9	19
65歳～	0	0	0	2	0	0	0	2
総数	6	0	1	4	2	5	13	31

難病等	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	16	0	0	1	0	0	0	17
18歳～39歳	5	0	0	0	2	0	30	37
40歳～64歳	2	0	1	2	0	6	26	37
65歳～	0	0	0	1	1	0	5	7
総数	23	0	1	4	3	6	61	98

総計	障害支援区分							
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
0歳～17歳	510	0	0	46	0	0	15	571
18歳～39歳	147	1	2	10	14	72	1,820	2,066
40歳～64歳	261	3	10	50	83	322	1,495	2,224
65歳～	31	0	1	6	9	18	100	165
総数	949	4	13	112	106	412	3,430	5,026

### ⑧訪問入浴サービスの利用者の状態像

訪問入浴サービスの利用者のうち、介護保険の要介護認定を受けている数は、第1号被保険者（65歳以上）で104人、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で80人となった。第1号被保険者の要介護認定者数は、同年齢帯の利用者の63.0%を占めている。

障害児の利用者における医療的ケア区分の有無については、「あり」の児童が48.5%となった。

図表 20 要介護（要支援）認定を受けている利用者の数

	要介護（要支援）認定を受けている利用者(人)	上段（第1号被保険者数）の利用者数計 下段（第2号被保険者数）の利用者数計(人)	要介護認定を受けている利用者が利用者数計に占める割合
第1号被保険者	104	165	63.0%
第2号被保険者	80	2,224	3.6%

図表 21 医療的ケア区分の該当のある障害児の数

	医療的ケア区分有	非該当/認定なし	計
人数	280	297	577
計に占める割合	48.5%	51.5%	

### ⑨日中一時支援事業の個別給付サービスとの優先関係

個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）を日中一時支援事業より優先して利用するルールとしている自治体は 25.7%あった。

併給が可能な場合、あるいはできない場合を定めた自治体は、合わせて 15.8%であった。

図表 22 日中一時支援事業と個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）についての優先関係もしくは併給の可否を決めたルール

優先関係	1. 個別給付サービスを優先している	2. 日中一時支援事業を優先している	3. 優先関係の定めはない	計
自治体数	229	1	662	892
計に占める割合	25.7%	0.1%	74.2%	

併給の可否	1. 併給が可能な場合を定めたルールがある	2. 併給ができない場合を定めたルールがある	3. 併給の可否についてのルールはない	計
自治体数	70	70	751	891
計に占める割合	7.9%	7.9%	84.3%	

### ⑩移動支援事業の個別給付サービスとの優先関係

個別給付サービス（居宅介護(通院等乗降介助)、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を移動支援事業より優先して利用するルールとしている自治体は 46.4%あった。併給が可能な場合、あるいはできない場合を定めた自治体は、合わせて 26.6%あった。

図表 23 移動支援事業と個別給付サービス（居宅介護(通院等乗降介助)、重度訪問介護、同行援護、行動援護）との優先関係についてのルール

優先関係	1. 個別給付サービスを優先している	2. 移動支援事業を優先している	3. 優先関係の定めはない	計
自治体数	411	3	471	885
計に占める割合	46.4%	0.3%	53.2%	

併給の可否	1. 併給が可能な場合を定めたルールがある	2. 併給ができない場合を定めたルールがある	3. 併給の可否についてのルールはない	計
自治体数	97	137	645	879
計に占める割合	11.0%	15.6%	73.4%	

### ⑪訪問入浴サービスの1回当たりの基準単価

「介護保険制度の訪問入浴介護の単価と同一若しくは準じている」と回答した自治体が83.2%であった。

図表 24 訪問入浴サービス1回あたりの基準単価

設備要件	1. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価と同一若しくは準じている	2. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価より高く設定している	3. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価より低く設定している	計
自治体数	569	18	97	684
計に占める割合	83.2%	2.6%	14.2%	

### ⑫訪問入浴サービスの事業運営要件

設備要件については、介護保険の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じているとした自治体が33.4%あった。

配置人員要件についても、介護保険の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じているとした自治体が28.6%あった。

図表 25 訪問入浴サービスにおける入浴設備や配置人員に関する要件に係る定めの有無

設備要件	1. 介護保険制度の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じている	2. 障害特性を踏まえて、より手厚い設備要件を設けている	3. 特に定めはない	4. その他	計
自治体数	249	2	460	34	745
計に占める割合	33.4%	0.3%	61.7%	4.6%	

配置人員要件	1. 地域生活支援事業実施要綱に定める要件を使用している	2. 介護保険制度の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じている	3. 障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている	4. 特に定めはない	5. その他	計
自治体数	104	212	3	379	44	742
計に占める割合	14.0%	28.6%	0.4%	51.1%	5.9%	

### ⑬訪問入浴サービスの利用条件

介護保険の訪問入浴介護の利用者を対象としていないとした自治体は66.6%あった。

一方、個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用者を対象としないとした自治体は22.7%で、特に定めはないとした自治体の方が多く結果となった。

図表 26 訪問入浴サービスにおける利用対象者の要件に関する定めの有無

利用対象者の要件	対象として定めている	対象としていない	特に定めはない	計
1. 介護保険の訪問入浴介護の利用者(人)	16	492	231	739
計に占める割合	2.2%	66.6%	31.3%	
2. 個別給付（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）で入浴の支援を受けている者(人)	64	168	507	739
計に占める割合	8.7%	22.7%	68.6%	
3. 医療的ケア等、特別の支援が必要な者(人)	114	31	594	739
計に占める割合	15.4%	4.2%	80.4%	

#### ⑭訪問入浴サービスの個別給付サービスとの優先関係

個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）を訪問入浴サービスより優先して利用するルールとしている自治体は34.3%あった。

併給が可能な場合を定めたルールがある自治体はなく、できない場合を定めた自治体は、10.8%であった。

図表 27 訪問入浴サービスにおける個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）との優先関係もしくは併給の可否を決めたルールの有無

優先関係	1. 個別給付サービスを優先している	2. 訪問入浴サービスを優先している	3. 優先関係の定めはない	計
優先関係	255	1	487	743
計に占める割合	34.3%	0.1%	65.5%	

  

併給の可否	1. 併給が可能な場合を定めたルールがある	2. 併給ができない場合を定めたルールがある	3. 併給の可否についてのルールはない	計
併給の可否	0	75	622	697
計に占める割合	0.0%	10.8%	89.2%	

### ⑮訪問入浴サービスの介護保険サービスとの優先関係

介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合に地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用出来るとした自治体は40.9%あった。

図表 28 訪問入浴サービスと介護保険の訪問入浴介護との関係性についてのルール等の有無

選択肢	自治体数	計に占める割合
1. 介護保険の訪問入浴介護を利用した上で不足する分について地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている	70	10.1%
2. 介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている	284	40.9%
3. 本人の障害の特性等をふまえて介護保険の訪問入浴介護では対応できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている	74	10.7%
4. 地域生活支援事業の訪問入浴サービス利用対象に該当する場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを優先して利用することとしている	18	2.6%
5. 特に優先関係等は定めていない	248	35.7%
計	694	

### ⑯各事業と個別給付サービスを併用している利用者の数

個別給付サービスと日中一時支援事業を併用している利用者の57.6%は生活介護利用者であった。

個別給付サービスと移動支援事業を併用している利用者の87.6%は居宅介護利用者であった。

個別給付サービスと訪問入浴サービスを併用している利用者の70.8%は居宅介護利用者であった。

図表 29 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）と日中一時支援事業を両方利用している者の数

	併用者数			利用者総数 (※1)
	計	うち生活介護との併用者数	うち放課後等デイサービスとの併用者数	
利用者数(人)	37,293	21,463	16,812	63,652
利用者総数に占める割合	58.6%	33.7%	26.4%	
(併用者数の計に占める割合)※2		57.6%	45.1%	

※1 調査票問3の回答より、日中一時支援事業の利用者数。ただし、併用者数を「把握していない」と回答した自治体は総数から除外している。

※2 生活介護と放課後等デイサービスを同一年度内に併給しているケースがあるため、生活介護との併用者数と放課後等デイサービスの併用者数を足しても併用者総数に対してちょうど100%にはならない可能性がある旨、有識者から補足があった。

図表 30 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、同行援護、行動擁護）と移動支援事業を両方利用している者の数

	併用者数					利用者総数 (※)
	計	うち居宅介護の利用者	うち重度訪問介護の利用者	うち同行擁護の利用者	うち行動擁護の利用者	
利用者数(人)	26,095	22,853	710	714	2,145	118,318
利用者総数に占める割合	22.1%	19.3%	0.6%	0.6%	1.8%	
(併用者数の計に占める割合)		87.6%	2.7%	2.7%	8.2%	

※ 調査票問13の回答より、移動支援事業の利用者数。ただし、併用者数を「把握していない」と回答した自治体は総数から除外している。

図表 31 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）と訪問入浴サービスを両方利用している者の数

	併用者数				利用者総数 (※)
	計	うち居宅介護の利用者	うち重度訪問介護の利用者	うち生活介護の利用者	
利用者数(人)	2,479	1,755	528	999	3,305
利用者総数に占める割合	75.0%	53.1%	16.0%	30.2%	
(併用者数の計に占める割合)		70.8%	21.3%	40.3%	

※ 調査票問25の回答より、訪問入浴サービスの利用者数。ただし、併用者数を「把握していない」と回答した自治体は総数から除外している。

### ⑰日中一時支援事業の利用理由

日中一時支援事業の利用理由について、最多の理由は「3. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する」であった。

個別給付サービスを優先としている自治体に聞いた場合は、個別給付サービスの事業所の開所時間外に利用するとした自治体が多数であった。



図表 32 日中一時支援事業を利用する理由

(N=914)

利用理由	合計	回答総数 に占める 割合
1. 利用希望時間が個別給付サービス（生活介護）事業所の開所時間後の居場所として利用する	434	47.5%
2. 利用希望時間が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の開所時間後の居場所として利用する	353	38.6%
3. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する	462	50.5%
4. 利用希望日が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の定休日に居場所・活動の場として利用する	425	46.5%
5. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が地域にない（少ない）ため、日中活動の機会確保や居場所づくりとして利用する	117	12.8%
6. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の支給限度（日数）を超えて日中活動の機会や居場所を確保するために利用している	280	30.6%
7. 障害支援区分が個別給付サービス（生活介護）の対象外または未判定であるため、日中活動の機会や居場所を確保するために利用している	135	14.8%
8. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所（生活介護）が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している	69	7.5%
9. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所（放課後等デイサービス）が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している	73	8.0%
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	301	32.9%
11. その他	147	16.1%

図表 33 個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)を優先している一方で  
日中一時支援事業を利用することとなっている理由

(N=229)

利用理由	合計	回答数に占める割合
1. 利用希望時間が個別給付サービス（生活介護）事業所の開所時間外のため	144	62.9%
2. 利用希望時間が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の開所時間外のため	130	56.8%
3. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）事業所の定休日にあたるため	128	55.9%
4. 利用希望日が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の定休日にあたるため	121	52.8%
5. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が地域にないため	7	3.1%
6. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が人員体制等の事情により対応することができないため	26	11.4%
7. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の支給限度（日数）を超えているため	72	31.4%
8. 障害支援区分が個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の対象外または未判定であるため	41	17.9%
9. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（生活介護）事業所がないため	7	3.1%
10. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所がないため	12	5.2%
11. 個別給付サービス（生活介護）の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため	39	17.0%
12. 個別給付サービス（放課後等デイサービス）の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため	39	17.0%
13. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	68	29.7%
14. その他	31	13.5%

### ⑩個別給付事業所が延長支援加算を取得しない理由

最多の理由は「2. 事業所の職員の確保が困難」で、34.0%であった。

図表 34 個別給付サービスを優先としている一方で、日中一時支援事業を利用する理由について、「1.利用希望時間が個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所の開所時間外のため」を選択した自治体について、個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の延長支援加算による時間外対応が困難な理由

選択肢	自治体数	総数に占める割合
1. 利用ニーズが少ない	7	4.3%
2. 事業所の職員の確保が困難	55	34.0%
3. 障害福祉サービス報酬の加算単位が少ない	23	14.2%
4. (放課後等デイサービスについて)延長してまで療育を行う必要性が感じられないため	8	4.9%
5. (放課後等デイサービスについて)長時間にわたり療育を行うには費用や人員が不足するため	23	14.2%
6. 理由は把握していない	89	54.9%
7. その他	5	3.1%
総数（※）	162	

※個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）を優先としている一方で、日中一時支援事業を利用することになっている理由について、利用希望時間が生活介護又は放課後等デイサービス事業所の開所時間外であると回答した自治体数。（調査票問8の回答で1又は2に○と回答した自治体数）

### ⑱自治体の運用ルール等で移動支援事業の利用可否を定めている場合

冠婚葬祭や日用品の買い物、レジャー等での利用は「可」とした自治体が多数を占める一方、通勤や通学での利用は不可とした自治体が多数となった。

図表 35 自治体の利用要件や運用ルール等で移動支援事業の利用を可もしくは不可と定めている利用目的

(N=914)

ニーズ	可としている自治体数	回答総数に占める割合	不可としている自治体数	回答総数に占める割合
冠婚葬祭	797	87.2%	18	2.0%
日用品の買い物	755	82.6%	69	7.5%
公的行事（学校行事、会社の行事等）	622	68.1%	180	19.7%
レジャー	787	86.1%	25	2.7%
レクリエーション	796	87.1%	17	1.9%
グループ活動	720	78.8%	65	7.1%
墓参り	780	85.3%	20	2.2%
研修会等への参加	749	81.9%	50	5.5%
継続的通勤	61	6.7%	740	81.0%
訓練のための通勤	249	27.2%	523	57.2%
家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学	499	54.6%	289	31.6%
その他緊急時の外出	685	74.9%	96	10.5%
継続的通学	121	13.2%	681	74.5%
訓練のための通学	311	34.0%	458	50.1%
職場を起点とする外出・移動（通院等）	292	31.9%	471	51.5%
その他	266	29.1%	308	33.7%

**⑩個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、同行援護、行動援護）優先とした一方で移動支援事業を利用する理由**

「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」とした自治体が最多であった。

図表 36 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を優先としている一方で、移動支援事業を利用することとなっている理由

(N=411)

利用理由	自治体数	回答総数に占める割合
1. 利用希望時間が個別給付サービス事業所の開所時間外のため	25	6.1%
2. 利用希望日が個別給付サービス事業所の定休日にあたるため	31	7.5%
3. 個別給付サービス事業所が地域にない(少ない)ため	71	17.3%
4. 個別給付サービス事業所の人員不足により利用者の利用希望どおりに対応することができないため	69	16.8%
5. 当該利用者の個別給付サービスの支給限度（単位数）を超えているため	56	13.6%
6. 障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため	105	25.5%
7. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス事業所がないため	22	5.4%
8. 給付サービスで対応できない外出ニーズのため	261	63.5%
9. 地方自治体の国庫負担基準の上限を超過することが見込まれることから、超過分を全額自治体負担で給付するよりも移動支援事業により実施する方が財政負担が軽いため	3	0.7%
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	100	24.3%
11. 介護保険サービスでは対応できないガイドヘルプサービスを利用したいため	109	26.5%
12. その他	23	5.6%

**①個別給付サービス居宅介護(通院等乗降介助)、重度訪問介護、同行援護、行動援護)で対応できないニーズ**

「日用品の買い物」「レジャー」「レクリエーション」がいずれも6～7割前後と高い割合となっていた。

図表 37 個別給付サービス(居宅介護(通院等乗降介助)、重度訪問介護、同行援護、行動援護)を優先としている一方で、移動支援事業を利用する理由について「8.給付サービスで対応できない外出ニーズのため」を選択した自治体について、把握している具体的な外出ニーズ

ニーズ	自治体数	総数に占める割合
冠婚葬祭	98	37.5%
日用品の買い物	154	59.0%
公的行事(学校行事、会社の行事等)	72	27.6%
レジャー	168	64.4%
レクリエーション	173	66.3%
グループ活動	91	34.9%
墓参り	96	36.8%
研修会等への参加	79	30.3%
継続的通勤	7	2.7%
訓練のための通勤	23	8.8%
家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学	65	24.9%
その他緊急時の外出	88	33.7%
継続的通学	29	11.1%
訓練のための通学	42	16.1%
職場を起点とする外出・移動(通院等)	25	9.6%
その他	49	18.8%
総数(問19で8を選択した自治体数※)	261	

※個別給付サービス(居宅介護(通院等乗降介助)、重度訪問介護、同行援護、行動援護)を優先としている一方で、移動支援事業を利用する理由として「給付サービスで対応できないニーズのため」と選択した自治体数

## ②訓練のための通勤に就労移行支援事業所が対応できない理由

「就労移行支援が関わっていないため」とした自治体が最多となっていた。

図表 38 給付サービスで対応できないニーズについて「訓練のための通勤」と回答した自治体について、就労以降支援事業の支援の一環として、通勤訓練が可能であるところ、就労移行支援における通勤訓練による対応が困難な理由

選択肢	自治体数	総数に占める割合
1. 利用希望日時が就労移行支援事業所の開所時間外または定休日のため	1	4.3%
2. 就労移行支援事業所が地域にないため	3	13.0%
3. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の支給限度（単位数）を超えているため	0	0.0%
4. 障害種別等や状態像から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため	1	4.3%
5. 通勤訓練加算の対象とならない等、報酬単位数が十分でないことにより事業所が受け入れられないため	5	21.7%
6. 就労移行支援が関わっていないため	14	60.9%
7. その他	3	13.0%
総数（※）	23	100.0%

※給付サービスで対応できない外出ニーズで訓練のための通勤に○と回答した自治体数。（調査票問 20 の回答で訓練のための通勤に○と回答した自治体数）

## ③個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）優先とした一方で訪問入浴サービスを利用する理由

「医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため」とした自治体が最多であった。

「利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため」「その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため」も同様に多く見られた。

図表 39 個別給付（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）サービスを優先としている一方で、訪問入浴サービスを利用することとなっている理由

(N=255)

利用理由	自治体数	回答総数に占める割合
1. 利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	110	43.1%
2. 医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	145	56.9%
3. その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため	138	54.1%
4. 複数名の支援者で対応する必要があるため	93	36.5%
5. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、利用希望日時が個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所の開所時間外または定休日のため	4	1.6%
6. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が地域にないため	2	0.8%
7. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が人員体制等の事情により対応することができないため	13	5.1%
8. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の支給限度（単位数）を超えているため	15	5.9%
9. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害支援区分が個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の対象外または未判定であるため	5	2.0%
10. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所がないため	6	2.4%
11. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、相談支援員等の助言により利用者が希望したため	9	3.5%
12. その他	15	5.9%



## ④個別給付サービス事業所を確保する取り組み

いずれの事業でも個別給付サービスの確保のために取り組む自治体は小数であった。

図表 40 日中一時支援事業において個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)事業所を確保するための取組をこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っているか。

	1. 取組みあり	2. 取組みなし	無回答
自治体数	66	797	51
回答自治体数に占める割合	7.2%	87.2%	5.6%

図表 41 移動支援事業において個別給付サービス(居宅介護(通院等乗降介助)、重度訪問介護、同行援護、行動援護)事業所を確保するための取組をこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っているか。

	1. 取組みあり	2. 取組みなし	無回答
自治体数	22	844	48
回答自治体数に占める割合	2.4%	92.3%	5.3%

図表 42 訪問入浴サービスにおいて個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)事業所を確保するための取組をこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っているか。

	1. 取組みあり	2. 取組みなし	無回答
自治体数	18	744	152
回答自治体数に占める割合	2.0%	81.4%	16.6%

(参考) 自治体類型別の集計結果%

図表 43 日中一時支援事業と個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の優先関係

	政令市	計に占める割合	中核市	計に占める割合	一般市	計に占める割合	区	計に占める割合	町	計に占める割合	村	計に占める割合	
優先関係	1. 個別給付サービスを優先している	7	41.2%	9	19.6%	143	34.3%	2	14.3%	61	18.0%	7	11.7%
	2. 日中一時支援事業を優先している	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	3. 優先関係の定めはない	10	58.8%	37	80.4%	273	65.5%	12	85.7%	277	82.0%	53	88.3%
	計	17		46		417		14		338		60	
併給関係	1. 併給が可能な場合を定めたルールがある	4	23.5%	5	10.9%	46	11.0%	0	0.0%	12	3.6%	3	5.0%
	2. 併給ができない場合を定めたルールがある	2	11.8%	8	17.4%	41	9.8%	1	7.1%	18	5.3%	0	0.0%
	3. 併給の可否についてのルールはない	11	64.7%	33	71.7%	329	78.9%	13	92.9%	308	91.1%	57	95.0%
	計	17		46		416		14		338		60	

図表 44 移動支援事業と個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の優先関係

	政令市	計に 占め る割 合	中核市	計に 占め る割 合	一般市	計に 占め る割 合	区	計に 占め る割 合	町	計に 占め る割 合	村	計に 占め る割 合
優先関係	1. 個別給付サービスを優先している	13	27	58.7%	250	60.0%	12	85.7%	101	29.9%	8	13.3%
	2. 移動支援事業を優先している	0	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.3%	1	1.7%
	3. 優先関係の定めはない	3	19	17.6%	165	39.6%	4	28.6%	231	68.3%	49	81.7%
	計	16	46		416		16		333		58	
併給関係	1. 併給が可能な場合を定めたルールがある	6	12	35.3%	58	13.9%	6	42.9%	14	4.1%	1	1.7%
	2. 併給ができない場合を定めたルールがある	6	15	35.3%	85	20.4%	7	50.0%	22	6.5%	2	3.3%
	3. 併給の可否についてのルールはない	4	19	23.5%	271	65.0%	3	21.4%	293	86.7%	55	91.7%
	計	16	46		414		16		329		58	

図表 45 訪問入浴サービスと個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)の  
優先関係

	政令市	計 に占める 割合	中核市	計 に占める 割合	一般市	計 に占める 割合	区	計 に占める 割合	町	計 に占める 割合	村	計 に占める 割合
優先関係	1. 個別給付サービスを優先している	12	30	65.2%	148	35.5%	8	57.1%	54	16.0%	3	5.0%
	2. 訪問入浴サービスを優先している	0	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	3. 優先関係の定めはない	5	14	30.4%	232	55.6%	7	50.0%	194	57.4%	35	58.3%
	計	17	45		380		15		248		38	
併給関係	1. 併給が可能な場合を定めたルールがある	1	5	10.9%	33	7.9%	2	14.3%	3	0.9%	0	0.0%
	2. 併給ができない場合を定めたルールがある	7	13	28.3%	37	8.9%	5	35.7%	13	3.8%	0	0.0%
	3. 併給の可否についてのルールはない	9	27	58.7%	310	74.3%	8	57.1%	231	68.3%	37	61.7%
	計	17	45		380		15		247		37	

図表 46 日中一時支援事業の利用目的

	政令市	回答総数に占める割合	中核市	回答総数に占める割合	一般市	回答総数に占める割合	区	回答総数に占める割合	町	回答総数に占める割合	村	回答総数に占める割合
1. 利用希望時間が個別給付サービス（生活介護）事業所の開所時間後の居場所として利用する	14	82.4%	31	67.4%	260	61.8%	7	41.2%	115	33.2%	7	10.4%
2. 利用希望時間が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の開所時間後の居場所として利用する	13	76.5%	26	56.5%	209	49.6%	4	23.5%	93	26.9%	8	11.9%
3. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する	14	82.4%	34	73.9%	273	64.8%	9	52.9%	125	36.1%	7	10.4%
4. 利用希望日が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の定休日に居場所・活動の場として利用する	14	82.4%	34	73.9%	242	57.5%	8	47.1%	117	33.8%	10	14.9%
5. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が地域にない（少ない）ため、日中活動の機会確保や居場所づくりとして利用する	3	17.6%	3	6.5%	51	12.1%	2	11.8%	49	14.2%	9	13.4%
6. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の支給限度（日数）を超えて日中活動の機会や居場所を確保するために利用している	7	41.2%	28	60.9%	164	39.0%	5	29.4%	69	19.9%	7	10.4%
7. 障害支援区分が個別給付サービス（生活介護）の対象外または未判定であるため、日中活動の機会や居場所を確保するために利用している	4	23.5%	10	21.7%	73	17.3%	0	0.0%	44	12.7%	4	6.0%
8. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所（放課後等デイサービス）が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している	3	17.6%	5	10.9%	33	7.8%	0	0.0%	26	7.5%	2	3.0%
9. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所（放課後等デイサービス）が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している	3	17.6%	5	10.9%	32	7.6%	1	5.9%	26	7.5%	6	9.0%
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	9	52.9%	23	50.0%	161	38.2%	4	23.5%	88	25.4%	16	23.9%
11. その他	5	29.4%	10	21.7%	75	17.8%	6	35.3%	43	12.4%	8	11.9%

図表 47 個別給付優先の一方で日中一時支援事業を利用する理由

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
1. 利用希望時間が個別給付サービス（生活介護）事業所の開所時間後の居場所として利用する	5	7	98	2	31	1
2. 利用希望時間が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の開所時間後の居場所として利用する	5	6	88	1	29	1
3. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する	5	7	92	2	22	0
4. 利用希望日が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の定休日に居場所・活動の場として利用する	5	5	89	2	20	0
5. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が地域にない（少ない）ため、日中活動の機会確保や居場所づくりとして利用する	0	0	5	0	1	1
6. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が人員体制の都合により対応できないため	1	1	19	2	3	0
7. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の支給限度（日数）を超えているため	2	5	50	0	13	2
8. 障害支援区分が個別給付サービス（生活介護）の対象外または未判定であるため、日中活動の機会や居場所を確保するために利用している	3	3	25	0	10	0
9. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所（生活介護）が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している	0	1	5	0	1	0
10. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所（放課後等デイサービス）が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している	0	1	5	0	4	2
11. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）の利用の目的外のため	1	0	25	1	12	0
12. 利用希望日が個別給付サービス（放課後等デイサービス）の利用の目的外のため	2	0	24	1	11	1
13. 相談支援専門員の助言により利用者が希望したため	2	5	44	1	14	2
14. その他	1	2	18	1	7	2

図表 48 移動支援事業の利用可否(利用可能な目的)

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
冠婚葬祭	17	46	396	16	280	42
日用品の買い物	16	40	369	14	271	45
公的行事（学校行事、会社の行事等）	10	29	302	8	236	37
レジャー	17	44	395	16	276	39
レクリエーション	17	45	398	16	279	41
グループ活動	15	39	365	12	251	38
墓参り	17	45	399	16	267	36
研修会等への参加	15	41	372	14	272	35
継続的通勤	0	0	19	0	33	9
訓練のための通勤	2	15	121	10	86	15
家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学	9	33	248	12	174	23
その他緊急時の外出	14	39	338	15	246	33
継続的通学	4	9	38	12	46	12
訓練のための通学	9	23	143	14	107	15
職場を起点とする外出・移動（通院等）	4	10	131	6	122	19
その他	7	15	128	6	93	17

図表 49 移動支援事業の利用可否(利用不可の目的)

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
冠婚葬祭	0	0	5	0	11	2
日用品の買い物	1	6	35	2	25	0
公的行事（学校行事、会社の行事等）	6	17	94	7	51	5
レジャー	0	2	5	0	15	3
レクリエーション	0	1	2	0	13	1
グループ活動	2	6	25	3	27	2
墓参り	0	1	1	0	15	3
研修会等への参加	2	5	24	1	13	5
継続的通勤	17	46	373	16	257	31
訓練のための通勤	15	31	258	4	191	24
家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学	8	13	139	4	108	17
その他緊急時の外出	3	6	49	1	32	5
継続的通学	13	37	355	4	241	31
訓練のための通学	8	23	233	2	169	23
職場を起点とする外出・移動（通院等）	12	36	240	9	152	22
その他	6	21	144	5	115	17



図表 50 個別給付サービスを優先としている一方で移動支援事業を利用することとなっている理由

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
1. 利用希望時間が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の開所時間外のため	0	2	17	0	6	0
2. 利用希望日が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の定休日にあたるため	0	2	22	0	6	1
3. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所が地域にない（少ない）ため	5	9	41	1	14	1
4. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の人員不足により利用者の利用希望どおりに対応することができないため	2	7	44	3	12	1
5. 当該利用者の個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の支給限度（単位数）を超えているため	3	6	35	4	7	1
6. 障害支援区分が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の対象外または未判定であるため	4	7	63	5	25	1
7. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため	0	5	12	1	3	1
8. 給付サービスで対応できない外出ニーズのため	8	14	15 8	11	67	3
9. 地方自治体の国庫負担基準の上限を超過することが見込まれることから、超過分を全額自治体負担で給付するよりも移動支援事業により実施する方が財政負担が軽いため	0	0	1	0	2	0
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	0	6	66	2	24	2
11. 介護保険サービスでは対応できないガイドヘルプサービスを利用したいため	6	14	69	5	15	0
12. その他	0	2	17	0	6	0

図表 51 個別給付で対応できないニーズの内容

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
冠婚葬祭	6	11	63	3	20	1
日用品の買い物	2	12	97	4	48	4
公的行事（学校行事、会社の行事等）	4	6	47	1	20	0
レジャー	6	12	114	4	38	4
レクリエーション	6	14	111	4	47	2
グループ活動	5	9	65	1	16	1
墓参り	5	12	60	3	21	1
研修会等への参加	3	12	52	2	15	0
継続的通勤	0	1	7	1	1	0
訓練のための通勤	0	3	12	4	5	0
家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学	2	8	42	3	15	0
その他緊急時の外出	4	11	55	3	19	2
継続的通学	2	5	14	8	3	0
訓練のための通学	1	8	22	5	7	0
職場を起点とする外出・移動（通院等）	1	1	20	1	4	1
その他	2	3	29	4	13	1

図表 52 「訓練のための通勤」を就労移行支援で対応できない理由

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
1. 利用希望日時が就労移行支援事業所の開所時間外または定休日のため	0	0	1	0	0	0
2. 就労移行支援事業所が地域にないため	0	0	4	0	1	0
3. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の支給限度（単位数）を超えているため	0	0	0	0	0	0
4. 障害種別等や状態像から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため	0	0	0	0	1	0
5. 通勤訓練加算の対象とならない等、報酬単位数が十分でないことにより事業所が受け入れられないため	0	1	2	2	0	0
6. 就労移行支援が関わっていないため	1	3	14	4	6	0
7. その他	0	1	5	0	0	2

図表 53 訪問入浴サービスの単価、設備要件、配置人員要件の定め

	政令市	一般市	中核市	区	町	村	計に占める割合
基準単価	1. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価と同一若しくは準じている	303	35	4	186	29	83.8%
	2. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価より高く設定している	6	1	1	10	0	4.5%
	3. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価より低く設定している	48	6	9	26	5	11.7%
	計	357	42	14	222	34	
設備要件	1. 介護保険制度の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じている	129	26	5	71	7	28.3%
	2. 障害特性を踏まえて、より手厚い設備要件を設けている	1	0	0	0	0	0.0%
	3. 特に定めはない	232	18	4	171	32	68.1%
	4. その他	15	2	6	9	0	3.6%
	計	377	46	15	251	39	
配置人員要件	1. 地域生活支援事業実施要綱に定める要件を使用している	47	8	2	38	7	15.3%
	2. 介護保険制度の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じている	115	25	3	55	4	22.2%
	計	162	33	5	93	11	10.3%

3. 障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている	0	0.0%	1	2.2%	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	4. 特に定めはない	2	11.8%	11	23.9%	192	50.9%	4	26.7%	142	57.3%	28
5. その他	3	17.6%	1	2.2%	21	5.6%	6	40.0%	13	5.2%	0	0.0%
計	17		46		377		15		248		39	

図表 54 訪問入浴サービスの対象者の定め

	政令市	計に占める割合	中核市	計に占める割合	一般市	計に占める割合	区	計に占める割合	町	計に占める割合	村	計に占める割合
1. 介護保険の訪問入浴介護の利用者	対象として定めている	0	0.0%	1	2.2%	12	3.2%	0	0.0%	3	0	0.0%
	対象としていない	16	94.1%	39	84.8%	265	70.7%	13	86.7%	142	18	45.0%
	特に定めはない	1	5.9%	6	13.0%	98	26.1%	2	13.3%	102	22	55.0%
	計	17		46		375		15		247	40	
2. 個別給付（居宅介護、生活介護等）で入浴の支援を受けている者	対象として定めている	1	5.9%	4	8.9%	41	10.9%	0	0.0%	17	1	2.5%
	対象としていない	9	52.9%	20	44.4%	85	22.7%	8	53.3%	43	3	7.5%
	特に定めはない	7	41.2%	21	46.7%	249	66.4%	7	46.7%	187	36	90.0%
	計	17		45		375		15		247	40	
3. 医療的ケア等、特別の支援が必要な者	対象として定めている	2	11.8%	9	20.0%	69	18.4%	1	6.7%	29	4	10.0%
	対象としていない	0	0.0%	1	2.2%	15	4.0%	4	26.7%	10	1	2.5%
	特に定めはない	15	88.2%	35	77.8%	291	77.6%	10	66.7%	208	35	87.5%
	計	17		45		375		15		247	40	

図表 55 訪問入浴サービスと介護保険の優先関係

	政令市	計に占める割合	中核市	計に占める割合	一般市	計に占める割合	区	計に占める割合	町	計に占める割合	村	計に占める割合
1. 介護保険の訪問入浴介護を利用した上で不足する分について地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている	0	0.0%	3	7.9%	41	11.5%	2	14.3%	22	9.4%	2	5.4%
2. 介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている	11	73.3%	21	55.3%	155	43.4%	5	35.7%	85	36.5%	7	18.9%
3. 本人の障害の特性等をふまえて介護保険の訪問入浴介護では対応できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている	0	0.0%	3	7.9%	42	11.8%	5	35.7%	20	8.6%	4	10.8%
4. 地域生活支援事業の訪問入浴サービス利用対象に該当する場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを優先して利用することとしている	1	6.7%	1	2.6%	11	3.1%	1	7.1%	3	1.3%	1	2.7%
5. 特に優先関係等は定めていない	3	20.0%	10	26.3%	108	30.3%	1	7.1%	103	44.2%	23	62.2%
計	15		38		357		14		233		37	

図表 56 個別給付サービスを優先としている一方で訪問入浴サービスを利用する理由

	政令市	中核市	一般市	区	町	村
1. 利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	9	21	64	2	14	0
2. 医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	6	25	88	2	24	0
3. その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため	7	20	86	4	21	0
4. 複数名の支援者で対応する必要があるため	5	14	54	2	18	0
5. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、利用希望日時が個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所の開所時間外または定休日のため	0	0	2	0	2	0
6. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が地域にないため	0	1	0	0	1	0
7. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が人員体制等の事情により対応することができないため	0	2	8	2	1	0
8. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の支給限度（単位数）を超えているため	0	1	7	1	6	0
9. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害支援区分が個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の対象外または未判定であるため	0	0	3	0	2	0
10. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所がないため	1	2	2	0	1	0
11. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、相談支援員等の助言により利用者が希望したため	0	2	5	0	2	0
12. その他	0	0	11	1	3	0



### 3. ヒアリング調査

#### (1) ヒアリング調査概要

ヒアリング調査は前出の質問紙調査に回答した自治体に対し、アンケート調査の調査項目をより深掘りする目的で実施した。ヒアリング調査概要及び調査結果について下記に記載する。

##### ①調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の視点についてヒアリング調査を実施した。

図表 57 調査の視点

<p>ア. 個別給付サービスで対応可能な利用者の実態について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービス事業所の時間外等での地域生活支援事業ニーズに関する具体的な状況や事例</li> <li>・ 個別給付サービスの延長加算で対応できない理由</li> <li>・ 重度の利用者が少なくない中での実施要綱や運用上で行っている工夫</li> <li>・ 現在、地域生活支援事業で支援している利用者を給付サービス事業所が対応できるようにするためには何が必要と考えるか</li> <li>・ 個別給付サービスと地域生活支援事業の役割分担、連携の在り方についてどう考えるか</li> <li>・ 家族の背景事情をふまえたニーズ(特に、放課後等デイサービスの利用目的の実態)等</li> <li>・ 個別給付サービスの延長加算による時間外対応が困難な理由の深掘り</li> </ul>
<p>イ. 個別給付サービスと地域生活支援事業の併給の可否を定めたルールの詳細</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併給ができる場合を定めたルールの背景・理由</li> <li>・ 併給ができない場合を定めたルールの背景・理由</li> <li>・ 個別給付サービスと地域生活支援事業の棲み分けと事業者への補助単価、利用料設定</li> </ul>
<p>ウ. 移動支援事業の利用目的別の利用可否の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルールの背景・理由</li> <li>・ 利用者の利用実態</li> <li>・ 「訓練のための通勤」「訓練のための通学」に関する実態の把握</li> </ul>
<p>エ. 移動支援事業の「グループ支援型」「車両移送型」に関するニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用している自治体の実態やニーズ</li> </ul>
<p>オ. 訪問入浴サービスの実態について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備人員や配置人員要件の背景・理由</li> <li>・ 異性介助について</li> <li>・ 単価設定の背景・理由</li> </ul>

##### ②調査対象

検討委員会等での検討結果を踏まえ、政令指定都市、中核都市等、利用者が多いと思われる自治体や、全国的な傾向と異なる特性が見られる自治体から選定した。

また、それぞれの地域ごとの傾向や実情が把握できるよう、全国の地域から偏りな

く選出した。

### ③調査方法

①の視点（調査項目）をあらかじめ調査対象自治体に送付し、可能な限り事前に回答を検討・用意いただいた上で聞き取りを行った。調査は、調査事務局がweb会議または電話で聞き取りを行った。また、必要により、メール等で回答していただいた。

## （２）ヒアリング調査結果

### ①日中一時支援事業

日中一時支援事業に係るヒアリング結果は以下のとおりである。

図表 58 ヒアリング内容

自治体	①利用対象者の要件や利用の制限（優先関係や併給の可否等）に関するルールの内容とルールの根拠 ②ルールの考え方や目的、趣旨、背景
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児は、放課後等デイサービスと日中一時支援事業は同日に利用できない。</li> <li>・ 障害者に限り、日中活動系の個別給付サービス事業所の開所時間以降（概ね 17 時以降）の時間帯の利用を必要と認められる範囲において認めている。</li> <li>【ルールの根拠】 日中一時支援事業の概要としてホームページに掲載し周知している。</li> <li>【ルールの考え方】</li> <li>・ 放課後等デイサービス及び日中活動系サービスとの同日利用については、個別給付サービス事業所の報酬体系が日単位であることから、二重給付を避けるために原則は不可としている。</li> <li>・ 一方、本市では生活介護等の日中活動系サービスは放課後等デイサービスと比べて開所時間が短いため、閉所後、介護者が帰宅するまでの時間帯に対応する必要性が認められる場合には例外的に同日利用を認めている。</li> <li>障害児は、放課後等デイサービス事業所の定休日や長期休暇に日中一時支援事業を利用しているケースがほとんど。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスを優先して利用してもらうようにしている。</li> <li>【ルールの根拠】 自治体内の運用として決めている。</li> <li>【ルールの考え方】 地域生活支援事業は地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態で実施するものであり、費用に対する自治体負担も多いことから、個別給付サービス優先としている。</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（生活介護）、児童福祉法に基づく障害児通所支援と同日の利用は原則として不可。</li> <li>【ルールの根拠】 実施要綱にて定めている。</li> <li>【ルールの考え方】</li> <li>・ 日中一時支援事業は、日中活動系サービスと同等とみなしているため、同日利用は認めていない。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスと日中一時支援事業との優先関係はないが、日中一時支援事業を利用している時間帯は、他の障害福祉サービスの提供を受けることはできない。また、同一日に日中活動系サービス及び障害児通所支援の利用前後に日中一時支援事業を利</li> </ul>

	<p>用することは可能だが、その場合は、日中活動系サービス及び障害児通所支援事業所が営業時間外であることが条件。</p> <p>【ルールの根拠】 自治体内の運用として決めている。</p> <p>【ルールの考え方】 日中活動系サービスの利用後から介護する者が就労先等より帰宅するまでの時間帯に日中一時支援事業を利用したいというニーズがあることから、他の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づくサービスと同一日の利用について、事務取扱を整理し、日中一時支援事業の補助単価も運用に合わせられる形にした。</p> <p>日中活動系サービスや障害児通所支援は日単位の報酬単価算定となることから、他の障害福祉サービス等の運営規程に定める営業時間帯における日中一時支援事業の利用は報酬が重複することとなるため不可としている。</p>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスを優先している。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 自治体内の運用として決めている。</p> <p>【ルールの考え方】 地域生活支援事業は個別給付サービスでは対応できない支援のニーズに対して、地域の実情に応じた柔軟な支援を実施する事業であり、費用に対する自治体負担も多いことから、個別給付サービス優先としている。</p>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービスの生活介護、児童通所支援の放課後等デイサービス及び介護保険サービスにおける通所介護によって、日中一時支援事業と同内容、同時間帯の対応ができる場合には、障害福祉サービス、児童通所支援や介護保険サービスを利用することとしている。</li> <li>生活介護及び放課後等デイサービスの事業所が近隣にない場合や支給量が不足している場合等は、障害福祉サービスや児童通所支援を補足・代替するために日中一時支援事業を利用できるとしている。</li> <li>利用対象者は小学生以上としている。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 市の内部で定めている事務手引きにて定めている。</p> <p>【ルールの考え方】 事業開始時の経緯や考え方は不明であるが、現在の目的は介護者の休息や、介護者の就業中の支援を目的としている。</p> <p>未就学児は保護者のもとで生活するもしくは保育園等を利用しているという前提のもと、対象としていない。</p>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスの支給決定が可能である場合は優先することとしている。</li> <li>個別給付サービス優先はあるものの、個別のケースの状況や支給時点の地域資源の状況などに応じて臨機応変に決定しており、個別給付サービスを使っている場合は地域生活支援事業を利用できないわけではない。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 実施要綱等に明文化されていないが、運用ルールとして引き継がれている。</p> <p>【ルールの考え方】 事業開始時の経緯や考え方は不明。</p>
G	<p>個別給付サービスと日中一時支援事業の間に優先関係は定めていない。日中一時支援事業のみを利用しているケースもある。</p> <p>併給の場合は、個別給付サービスで決定されている支給日数を日中一時支援事業の支給決定日数から引くこととしている。個別のケース（ひとり親世帯で就労や病気等のため介護が困難な場合や両親の就労等）に日数の加算も可能な他、就学児の長期休暇時については別途定める等している。</p> <p>【ルールの根拠】</p>

	<p>支給決定基準を定め、ホームページでも公開している。</p> <p>【ルールの考え方】 以前からの流れを引き継いでおり、具体的な設定理由は現担当では把握していない。</p>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスの支給決定に際しては他法他施策を優先と考えており、ルール上は、地域生活支援事業を優先としているが、実態としては市内に地域生活支援事業の事業所も少ないため、柔軟に対応している。</li> <li>事業の利用時間については、利用者1人あたり年度単位で240時間を限度としている。ただし、年度の途中からの利用は、20時間に利用を決定した翌月から3月までの月数を乗じ算出した時間を限度とする。市長が特に必要と認めた場合は、年度150時間を限度とし利用時間を追加することができる。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 優先関係については運用ルール。利用時間については実施要綱。</p> <p>【ルールの考え方】 個別給付サービスは他法他施策優先と（自治体が）考えているため。</p>
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスと日中一時支援事業の間に優先関係は定めていない。</li> <li>実態として、個別給付サービスの対応時間内であれば個別給付サービスを利用いただくようお願いすることが多いと思うが、市として個別給付サービス優先と誘導はしておらず、本人の意向と支援者の見立てで柔軟に対応している。例えば、生活介護の事業所の支援が利用者のニーズにあわないので日中一時支援事業のみを利用する等の事例もある。</li> </ul>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスを優先している。</li> <li>併給については、他制度の併給要件等を遵守した上で、利用者の個々の状況等に合うよう柔軟に対応することとしている。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 自治体内の運用として決めている。</p>

自治体	③個別給付サービスと日中一時支援事業を併用している利用者とその使い分け方	④個別給付サービスの事業所において延長支援加算を取得して時間外の利用に対応しているか/事業所が延長支援加算を取得しない（できない）理由
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスの支給日数を超えて日中の預かり支援が必要な場合に日中一時支援事業を利用しているケースがほとんどである。</li> <li>具体的には、当市における放課後等デイサービスの利用日数の限度が13日程度となっており、それを超えた分について日中一時支援事業を利用している。</li> <li>放課後等デイサービスの目的は療育、日中一時支援事業の目的は預かりという前提をふまえて決めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記のとおり日中一時支援事業の利用者は個別給付サービスの支給限度を超えた場合の利用がほとんどであり、放課後等デイサービス事業所については、延長支援加算を取得して時間外の利用に対応していると認識。</li> <li>生活介護の事業所については延長で対応していない場合もあると思うが、詳細な理由については把握していない。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスと日中一時支援事業の同日利用を認めていないため、併設している事業所であっても、個別給付サービス事業所の定休日や週末、個別給付サービスの支給限度日数を超えて利用したい場合に日中一時支援事業を利用するケースとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所、それぞれに対して延長支援加算で対応を求めており、介護者、保護者等の要望に応じて必要な場合に延長対応しているようである。個別給付サービスと日中一時支援事業を同日利用したいといった相談は今のところ受けていない。</li> </ul>

C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一日において個別給付サービスと日中一時支援事業を併用する場合、個別給付サービスの運営規程に定める営業時間帯の利用を不可としているため、個別給付サービスの閉所後、もしくは土日等の個別給付サービスの事業所が休みの日に日中一時支援事業を利用する形での併用となる。</li> <li>・ 生活介護と日中一時支援事業を併用する利用者が多い印象。</li> <li>・ 令和3年度では、日中一時支援事業の利用者約100名のうち、67名(約7割)が個別給付サービスの決定を受けている。</li> <li>・ 個別給付サービスの支給決定日数が足りないので日中一時支援事業を利用したいという話はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中一時支援事業の登録を受けている個別給付サービス事業所にいくつか聞き取りを行ったところ、個別給付サービスの延長支援加算を取得して時間外の利用に対応をしているケースはなかった。当該事業所内には個別給付サービスの対象になっていない利用者もいるため、時間外については延長支援加算を取得するのではなく日中一時支援事業で個別給付サービス利用者も対応している。</li> <li>・ 個別給付サービスと日中一時支援事業を併用している利用者はいるものの、個別給付サービスの事業所と日中一時支援事業の事業所が異なる場合がある。個別給付サービスと日中一時支援事業を同じ事業所でそのまま利用しているケースと、別の事業所で利用するケースとどちらが多いかは把握していない。</li> <li>・ 事業所の話では、単価は延長支援加算の方が低いとは言っていたが、市としては、単価の問題ではなく、延長支援加算を取得するための体制の確保が難しいと認識。延長の1、2時間の体制を確保することは、民間事業者の立場からすると大変。日中一時支援事業の方が資格要件等が緩やかであると理解している。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な併用のパターンは、生活介護の事業所の営業時間終了後に日中一時支援事業を利用するケースである。生活介護の事業所が15:30~16:00には終わるので、その後、家族が帰宅するまで引き続き利用するケースが多いと認識している。別の所在地にある事業所に移動するケースもあるが、同じ事業所を引き続き利用していることが多い。生活介護の事業所の定休日に日中一時支援事業を利用することも多い。</li> <li>・ 放課後等デイサービスの営業時間終了後に、日中一時支援事業を利用するケースはあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスの事業所が時間外の利用に対応していない(できない)理由については、市として併給を認めているので、事業所にとって報酬が高く有利な日中一時支援事業の方を選択しているためかもしれない。</li> <li>・ また、延長支援加算の算定対象となるには、営業時間が8時間以上でなくてはならないが、それに該当していないという理由もあるかもしれない。</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービス事業所の定休日や開所時間外に日中一時支援事業を利用する場合や、個別給付サービスの支給限度日数を超えるための補足・代替として日中一時支援事業を利用する場合がある。</li> <li>・ 同日に隣接する個別給付サービスと日中一時支援事業の事業所をそれぞれ利用することを認めていない。別日や、同日でも場所が異なるのであれば認めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 把握していない。</li> </ul>

F	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービス事業所で利用者が必要とする利用時間を確保ができない場合に日中一時支援事業を併給している。</li> <li>具体的には、生活介護や放課後等デイサービスのあとで使う場合がほとんどである。事業所の場所が異なる場合もあれば、同じ敷地内にある事業所で引き続き支援していることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスの時間延長で対応をしている事業所は少ないと認識。必要に応じて対応している事業所もあると思うが、理由の詳細は把握していない。</li> </ul>
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の申請に応じて併用を認めており、利用者の2/3程度が個別給付サービスと日中一時支援事業を併用している。</li> <li>併用の理由について仔細に調査はしておらず使い分けの実態は把握していないが、個別給付サービス事業所の開所時間外に利用しているケースが多いと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細には把握していないが、各個別給付サービス事業所で定める営業時間を超えて営業することは難しいものと思料。</li> </ul>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中一時支援事業が保護者の休息などを目的とした一時預かりであるのに対して、放課後デイサービスは療育が目的であり、どちらが利用目的に近いかによって利用を決定している。</li> <li>聞き取り調査によって放課後等デイサービスの月の利用日数を決定する。日中一時支援事業は一律年間240時間(月あたり20時間)を上限として、その範囲の中で使ってもらおうようにしている。放課後等デイサービスの利用決定日数との調整はない。</li> <li>放課後等デイサービスの利用者は、平日は延長支援加算、休日や長期休暇は日中一時支援事業という使い分け。放課後等デイサービスでの療育をメインとして、休日や長期休暇に日中一時支援事業を利用するというイメージである。</li> <li>放課後等デイサービスと日中一時支援事業を併用している例のみで、日中一時支援事業単独で利用している事例はない。</li> <li>生活介護と日中一時支援事業との併用は基本的にはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後等デイサービスの延長支援加算取得について、市から事業所に呼びかけを行い対応してもらっている。</li> <li>一方、児童発達支援は事業者の運営規程上の営業時間が短く、延長支援加算を取得する要件である営業時間8時間を満たせないため、児童発達支援と日中一時支援事業の併用の事例が発生している。</li> </ul>
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護と日中一時支援事業の併用は個別の事情を考慮して認めている</li> <li>放課後等デイサービスと日中一時支援事業の併用は長期休暇や保護者の都合等で休日利用するケースを考慮して認めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、個別給付サービス事業所の時間外対応は日中一時支援事業で対応しており、延長支援加算で対応する方法があるということを意識していなかった。</li> </ul>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスの通常の開所日時外で日中一時支援事業を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>把握していない。</li> </ul>

自治体	⑤利用料設定および事業者の補助単価とその考え方																															
	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のとおり設定している。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>時間区分</th> <th>一般</th> <th colspan="2">医療機関利用</th> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>2,000円</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td>以後30分ごと</td> <td>250円</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>送迎加算(片道)</td> <td>500円</td> <td colspan="2">500円</td> </tr> </table> <p>(いずれも利用者負担分を含む。)</p>						時間区分	一般	医療機関利用		1時間以上	2,000円	4,000円		以後30分ごと	250円	1,000円		送迎加算(片道)	500円	500円										
時間区分		一般	医療機関利用																													
1時間以上		2,000円	4,000円																													
以後30分ごと		250円	1,000円																													
送迎加算(片道)	500円	500円																														
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額は以下のとおり。</li> <li>【標準型】4時間未満：1,600円 4時間以上8時間未満：3,200円 8時間以上：4,800円</li> <li>【重心型】4時間未満：6,000円 4時間以上8時間未満：12,000円 8時間以上：18,000円</li> <li>【遷延性】4時間未満：3,500円 4時間以上8時間未満：7,000円 8時間以上：10,500円</li> <li>【入浴加算】420円</li> </ul> <p>おそらく短期入所の金額をもとに設定している。</p>																															
	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の負担額は、原則として利用単価の1割であり、上限月額の設定はない。ただし、市民税非課税の者または生活保護受給者については、無料である。</li> <li>利用単価については、利用時間が3時間未満…1,800円、3時間以上4時間未満…2,150円、4時間以上6時間未満…3,200円、6時間以上…4,300円である。</li> <li>また、市民税非課税の者または生活保護受給者に食事または送迎の提供を行った場合の加算あり。</li> <li>平成18年の短期入所、障害者タイムケア事業の流れの中で、整合性が損なわれないように設定した単価である。</li> </ul>																														
D		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への補助単価については実施要綱にて以下のとおり定めている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>事業単価</th> <th>加算区分Ⅰ</th> <th>加算区分Ⅱ</th> <th>医療ケア加算</th> <th>入浴加算</th> <th>専門職員加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単位(3時間以下)</td> <td>2,200円</td> <td>1,100円</td> <td>440円</td> <td>4,900円</td> <td rowspan="4">1,100円</td> <td rowspan="4">300円</td> </tr> <tr> <td>2単位(3時間を超えて6時間以下)</td> <td rowspan="2">1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 330円</td> <td rowspan="2">1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 160円</td> <td rowspan="2">1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 65円</td> <td rowspan="2">1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 790円</td> </tr> <tr> <td>3単位(6時間を超えて9時間以下)</td> </tr> <tr> <td>4単位(9時間超)</td> <td>6,200円</td> <td>3,100円</td> <td>1,240円</td> <td>14,400円</td> </tr> </tbody> </table>							時間区分	事業単価	加算区分Ⅰ	加算区分Ⅱ	医療ケア加算	入浴加算	専門職員加算	1単位(3時間以下)	2,200円	1,100円	440円	4,900円	1,100円	300円	2単位(3時間を超えて6時間以下)	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 330円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 160円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 65円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 790円	3単位(6時間を超えて9時間以下)	4単位(9時間超)	6,200円	3,100円	1,240円
	時間区分	事業単価	加算区分Ⅰ	加算区分Ⅱ	医療ケア加算	入浴加算	専門職員加算																									
	1単位(3時間以下)	2,200円	1,100円	440円	4,900円	1,100円	300円																									
	2単位(3時間を超えて6時間以下)	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 330円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 160円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 65円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 790円																											
3単位(6時間を超えて9時間以下)																																
4単位(9時間超)	6,200円	3,100円	1,240円	14,400円																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料については、実施要綱にて以下のとおり定めている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="3">利用者負担に関する世帯階層と額</th> </tr> <tr> <th>A階層</th> <th>B階層</th> <th>C階層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>生活保護世帯に属する場合又は福祉事務所長が利用料の支払いを要しないと認めた場合</td> <td>前年度分(4月から6月までの申請の場合は前々年度分)の市民税が非課税世帯に属する場合</td> <td>A及びB階層以外の世帯に属する場合</td> </tr> <tr> <td>1単位(3時間以下)</td> <td rowspan="2">0円</td> <td rowspan="2">0円</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2単位(3時間を超えて6時間以下)</td> <td>1単位時間区分</td> </tr> </tbody> </table>							時間区分	利用者負担に関する世帯階層と額			A階層	B階層	C階層		生活保護世帯に属する場合又は福祉事務所長が利用料の支払いを要しないと認めた場合	前年度分(4月から6月までの申請の場合は前々年度分)の市民税が非課税世帯に属する場合	A及びB階層以外の世帯に属する場合	1単位(3時間以下)	0円	0円	220円	2単位(3時間を超えて6時間以下)	1単位時間区分									
時間区分	利用者負担に関する世帯階層と額																															
	A階層	B階層	C階層																													
	生活保護世帯に属する場合又は福祉事務所長が利用料の支払いを要しないと認めた場合	前年度分(4月から6月までの申請の場合は前々年度分)の市民税が非課税世帯に属する場合	A及びB階層以外の世帯に属する場合																													
1単位(3時間以下)	0円	0円	220円																													
2単位(3時間を超えて6時間以下)			1単位時間区分																													

	3 単位（6 時間を超えて 9 時間以下）			の金額に、30分 を超えるごと に、次の金額を 加算した額																																		
	4 単位（9 時間超）			33円 620円																																		
	・ 金額設定の考え方については把握していない。																																					
E	<p>具体的な金額は次のとおり。※利用者の障害の程度により区分 A と B がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回（～ 3 時間以内）：区分 A 3,000 円、区分 B 4,000 円</li> <li>・ 2 回（3 時間超～ 6 時間以内）：区分 A 6,000 円、区分 B 7,750 円</li> <li>・ 3 回（6 時間超～）：区分 A 8,000 円、区分 B 11,250 円</li> </ul> <p>以前国が実施していた障害児タイムケア事業の単価を準用している。 放課後デイよりも若干高めの設定であるが、同日に隣接の事業所を利用することは認 めていないため、特に事業所から意見があったりすることはない。</p>																																					
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎としている法定サービスの報酬改定に合わせて決定しており、福祉型の短期入所 サービス費（I）を参考値としている。決定に当たっては、圏域の 2 市 1 町で金額を合 わせている。</li> <li>・ 計算すると延長加算より単価が高いとは思う。</li> </ul>																																					
G	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者</th> <th>障害児</th> <th>単位数</th> <th>入浴加算 単位数 (1 日に つき)</th> <th>送迎加算 単位数 (1 回に つき)</th> <th>単独型加 算単位数 (1 利用 単位につ き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害支援区分 6 及び 5</td> <td>区分 3 (5 領域 10 項目)</td> <td>190 単位</td> <td rowspan="3">54 単位</td> <td rowspan="3">54 単位</td> <td rowspan="6">32 単位</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分 4 及び 3</td> <td>区分 2 (5 領域 10 項目)</td> <td>150 単位</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分 2 及び 1 並びに非該当</td> <td>区分 1 (5 領域 10 項目)</td> <td>120 単位</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害者</td> <td>重症心身障害児</td> <td>600 単位</td> <td>72 単位</td> <td>72 単位</td> </tr> <tr> <td>遷延性意識障害者</td> <td>遷延性意識障害児</td> <td>350 単位</td> <td>72 単位</td> <td>72 単位</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア対象者 ※利用事業所に看護師の配置がある場合に限 る</td> <td></td> <td>600 単位</td> <td>91 単位</td> <td>91 単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 単位は 10 円</p>					障害者	障害児	単位数	入浴加算 単位数 (1 日に つき)	送迎加算 単位数 (1 回に つき)	単独型加 算単位数 (1 利用 単位につ き)	障害支援区分 6 及び 5	区分 3 (5 領域 10 項目)	190 単位	54 単位	54 単位	32 単位	障害支援区分 4 及び 3	区分 2 (5 領域 10 項目)	150 単位	障害支援区分 2 及び 1 並びに非該当	区分 1 (5 領域 10 項目)	120 単位	重症心身障害者	重症心身障害児	600 単位	72 単位	72 単位	遷延性意識障害者	遷延性意識障害児	350 単位	72 単位	72 単位	医療的ケア対象者 ※利用事業所に看護師の配置がある場合に限 る		600 単位	91 単位	91 単位
障害者	障害児	単位数	入浴加算 単位数 (1 日に つき)	送迎加算 単位数 (1 回に つき)	単独型加 算単位数 (1 利用 単位につ き)																																	
障害支援区分 6 及び 5	区分 3 (5 領域 10 項目)	190 単位	54 単位	54 単位	32 単位																																	
障害支援区分 4 及び 3	区分 2 (5 領域 10 項目)	150 単位																																				
障害支援区分 2 及び 1 並びに非該当	区分 1 (5 領域 10 項目)	120 単位																																				
重症心身障害者	重症心身障害児	600 単位	72 単位	72 単位																																		
遷延性意識障害者	遷延性意識障害児	350 単位	72 単位	72 単位																																		
医療的ケア対象者 ※利用事業所に看護師の配置がある場合に限 る		600 単位	91 単位	91 単位																																		



H	<p><b>【利用者負担】</b>  個別支援の単価をグループ支援の単価が上回らないように事業者にて設定。標準額は、個別支援は1時間150円、グループ支援は1時間50円を想定しているが、1時間650円を上回らない範囲で実情に応じ設定。この場合、利用者の障害の程度や、サービスの種類等で差をつけることは公平ではないので、利用料金は一律としている。ただし、標準が1日8時間、週5日の実施であるため、夜間、早朝及び休日等など時間外については、割増は構わない。</p> <p><b>【事業者補助単価】</b>  グループ支援は支援員1人につき1,000円以内、利用者1人につき450円。個別支援は利用者1人につき1,350円、送迎加算利用者1人につき270円。一つの事業所が市をまたがって支援しているため、近隣市とは単価を合わせる方針。</p>																																								
I	<p>単価表（障害児）</p> <table border="1" data-bbox="304 745 1027 1176"> <thead> <tr> <th>障害程度</th> <th>区分</th> <th>単価（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">区分3 （重度）</td> <td>1日超</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>1/2日</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>1/4日</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">区分2 （中度）</td> <td>1日超</td> <td>6,250</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>1/2日</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1/4日</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">区分1 （軽度）</td> <td>1日超</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>1/2日</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1/4日</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>単価表（障害者）</p> <table border="1" data-bbox="304 1276 837 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日超</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>1/2日</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1/4日</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれもその他加算あり。  ・背景などは把握していない。  ・利用者の利用料は1割。</p>	障害程度	区分	単価（円）	区分3 （重度）	1日超	7,500	1日	6,000	1/2日	3,000	1/4日	1,500	区分2 （中度）	1日超	6,250	1日	5,000	1/2日	2,500	1/4日	1,250	区分1 （軽度）	1日超	5,000	1日	4,000	1/2日	2,000	1/4日	1,000	区分	単価（円）	1日超	5,000	1日	4,000	1/2日	2,000	1/4日	1,000
障害程度	区分	単価（円）																																							
区分3 （重度）	1日超	7,500																																							
	1日	6,000																																							
	1/2日	3,000																																							
	1/4日	1,500																																							
区分2 （中度）	1日超	6,250																																							
	1日	5,000																																							
	1/2日	2,500																																							
	1/4日	1,250																																							
区分1 （軽度）	1日超	5,000																																							
	1日	4,000																																							
	1/2日	2,000																																							
	1/4日	1,000																																							
区分	単価（円）																																								
1日超	5,000																																								
1日	4,000																																								
1/2日	2,000																																								
1/4日	1,000																																								
J	<table border="1" data-bbox="304 1599 1342 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービス 類型</th> <th colspan="3">日中基本</th> <th colspan="3">日中重心医療機関</th> </tr> <tr> <th>4時間以下</th> <th>4時間超 8時間以下</th> <th>8時間超</th> <th>4時間以下</th> <th>4時間超 8時間以下</th> <th>8時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単価</td> <td>1,500円</td> <td>3,100円</td> <td>4,700円</td> <td>4,800円</td> <td>9,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> </tbody> </table>	サービス 類型	日中基本			日中重心医療機関			4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超	4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超	単価	1,500円	3,100円	4,700円	4,800円	9,700円	14,500円																				
サービス 類型	日中基本			日中重心医療機関																																					
	4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超	4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超																																			
単価	1,500円	3,100円	4,700円	4,800円	9,700円	14,500円																																			

## ②移動支援事業

移動支援事業に係るヒアリング結果は以下のとおりである。

図表 59 回答結果

自治体	①利用対象者の要件や利用の制限（優先関係や併給の可否等）に関するルールの内容とルールの根拠 ②ルールの考え方や目的、趣旨、背景
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の支給決定者は移動支援事業の対象外としている。（利用者は居宅介護との併用者または移動支援事業のみ利用の利用者）</li> <li>・ 具体的な利用目的ではなくサービスの優先関係で使い分けている。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 自治体内の運用として決めている。</p> <p>【ルールの考え方】 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援とは、サービス内容が重複するため、併給の対象外としている。</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相当する個別給付サービスがある場合は、個別給付サービスを優先している。</li> <li>・ 個別支援型において、自宅→目的地→自宅の一連の流れを支援対象と認めている。</li> <li>・ 個別支援型は地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的としているため、単なる送迎サービスとならないようにルールを設定している。</li> </ul> <p>【個別支援型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び視覚障害児</li> <li>・ 両上肢機能障害 2 級以上かつ両下肢機能障害 2 級以上の障害者当及びこれに準ずる者</li> <li>・ 知的障害者及び知的障害児</li> <li>・ 精神障害者及び精神障害児</li> </ul> <p>【施設等利用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中一時支援事業、障害福祉サービスの短期入所又は介護保険法における指定通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所が運行する車両で通所する障害者等</li> </ul> <p>【車両移送型】 市の総合福祉センターを利用する者</p> <p>【ルールの根拠】 実施要綱で定めている。</p>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスを優先としている。実施要綱において、移動支援事業の対象要件として、重度訪問介護・同行援護の支給を受けることができるもの（重度訪問介護に当たっては、専管する担当課長が特に必要と認める場合は除く）を除くと定めている。</li> <li>・ 居宅介護（通院等乗降介助）利用者については通院以外の目的は法定給付で対応できないため移動支援事業でカバーしている。同行援護との併用者はなし。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 実施要綱で定めている。</p> <p>【ルールの考え方】 移動支援事業費の費用に対する自治体負担が多く、市費の有効活用の観点から、個別給付サービスで対応可能なものについては個別給付を優先して利用するよう運用している。</p>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「障害者総合支援法に基づき市が介護給付費等の支給対象とする障害者等で、屋外での移動に著しい制限があるために支援が必要な児・者」と定めており、障害支援区分がなくても利用できる。</li> <li>・ 個別給付サービスを優先とし、法の規定に基づく障害福祉サービスの対象となるものは事業の対象外としている。</li> <li>・ 移動支援事業は主に余暇支援という目的で利用するものとして位置づけている。</li> </ul>

	<p>【ルールの根拠】 優先関係は実施要綱で定めている。</p> <p>【ルールの考え方】 個別給付サービスのうち、行動援護、同行援護はある程度幅広い目的で利用できるもので、そちらで対応できるものは個別給付サービスを優先して利用してもらっている。</p>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスを優先としている。手引きに「障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護（以下、「居宅介護等」という）並びに介護保険サービスにおける訪問介護によって、移動支援事業と同内容、同時間帯の対応ができる場合には、障害福祉サービスや介護保険サービスを利用してください」、「居宅介護等の支給量が不足している場合等は、障害福祉サービスの利用を補足・代替するものとして移動支援事業を利用できます」と記載されているが、実態は利用目的で使い分けられているイメージで、居宅介護で認められない余暇活動で移動支援事業を使っている人が多い。</li> <li>・ 利用対象者の要件について、次のいずれかに該当する人と定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全身性障害児・者（身体障害者手帳1級または2級を有する人で肢体不自由の障害を有する人）</li> <li>(2) 知的障害児・者</li> <li>(3) 精神障害児・者</li> <li>(4) 難病患者</li> <li>(5) 関節リウマチ患者</li> </ul> </li> <li>・ 身体障害以外は等級制限を設けていない。</li> <li>・ 周辺の自治体ともある程度横並びであると思う。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 利用者・事業所向けの手引きで定めている。</p>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスの支給決定が可能である場合は優先することとしている。</li> <li>・ 個別給付サービスが優先ではあるものの、個別の状況や支給時点の地域資源の状況などにもよって臨機応変に利用決定している。実態としては、行動援護、同行援護等をしている事業所が少ない(キャパシティが少ない)ので、ほぼ移動支援事業で対応している。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 運用ルールとして引き継がれている。</p>
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスを優先とはしているが、利用者ごとに個別給付サービスでカバーできる外出目的も異なるので、制度として個別給付サービスと併給調整を図っているわけではなく、あくまで個人のニーズに応じた対応が重要であると考えている。</li> <li>・ 周辺の自治体と同様のサービスを提供しており、市として独自の考えを持っているということはない。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 事業所向けのガイドラインで定めている。</p>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルール上は、地域生活支援事業を優先としているが、実態としては市内に地域生活支援事業の事業所も少ないため、柔軟に対応している。</li> <li>・ 事業を利用する時間は、利用者1人あたり年度ごとに240時間を限度とする。(日中一時支援事業と同様。)</li> <li>・ 運用上、移動が困難な対象者を、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定とする基準が設けられ、該当しない方は聞き取り調査を行うなどを実施して決定する場合がある。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 優先関係については運用ルール。利用時間については実施要綱。</p> <p>【ルールの考え方】 個別給付サービスは他法他施策優先と(自治体が)考えているため。</p>

I	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱等で優先関係は設けていないが実態としては個別給付サービス優先となっている。事業者向けのルールブックではそのように案内している。</li> <li>移動支援事業のみを使っている人は余暇支援が多いと感じる。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 事業者向けのルールブックにて案内している。</p> <p>【ルールの考え方】 (通院を目的としていけば) 通院等乗降介助、行動援護、同行援護等、個別給付サービスでその方に利用決定されているものの中に移動に対する支援が含まれていれば、そちらで対応できるという考え方。</p>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用対象者は障害者・児であって、市が外出時に支援が必要と認めた次の者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>屋外での移動に著しい制限のある全身性障害者・児、知的障害者・児であって、重度訪問介護、行動援護受給者でない者。なお、全身性障害者・児にあつては、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級に該当するものであつて両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者またはこれに準ずると市が認めた者。</li> <li>一人で外出に困難のある精神障害者であつて、行動援護受給者でない者。</li> <li>保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であつて、単独で通学することが困難である行動援護受給者の障害児。</li> </ol> </li> <li>個別給付サービスが優先。</li> <li>通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外。</li> </ul>

自治体	③利用目的別の利用 <u>可能な場合</u> を定めたルールとその根拠	④利用目的別の利用 <u>不可能な場合</u> を定めたルールとその根拠
A	<p>実施要綱で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会生活上必要不可欠な外出</li> <li>②余暇活動等社会参加のための外出</li> <li>③小学校等通学のための外出</li> </ul>	<p>実施要綱で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経済活動に係る外出</li> <li>②通年かつ長期にわたる外出</li> <li>③社会通念上適当でない外出</li> </ul>
B	<p>実施要綱で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官公署、金融機関等での手続又は相談</li> <li>日常生活に必要な買い物</li> <li>理容院・美容院</li> <li>学校行事・PTA活動</li> <li>住居の取得・賃貸・維持管理に係る契約又は相談</li> <li>冠婚葬祭</li> <li>余暇・スポーツ・文化活動</li> <li>参拝・墓参り・礼拝など社会的習慣</li> <li>地域における各種行事への参加</li> <li>その他上記に準ずる外出</li> </ul>	<p>実施要綱で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入を目的とした外出</li> <li>布教活動</li> <li>選挙活動</li> <li>ギャンブル</li> <li>通園、通学又は通所</li> <li>習い事</li> <li>その他上記に準ずる外出</li> </ul>
C	<p>実施要綱で定めている。</p> <p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」で、「原則として1日の範囲内で要務を終えるもの」としている。</p>	<p>実施要綱で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出</li> <li>②通年かつ長期にわたる外出</li> <li>③社会通念上適当でない外出</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①の通勤は就労B型への通所等も含む。</li> <li>③は法令に違反しているような外出先を想定。</li> <li>日用品の買い物は個別給付サービスで対応すべきものとして×としている。</li> </ul>

D	<p>実施要綱で定めている。 社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時に支援が必要な場合の移動支援事業を行うものとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。</p>	<p>①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ②通年又は長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出 ③法第5条第1項の規定に基づく障害福祉サービスの対象となるもの</p>
E	<p>市で定めている手引き、ガイドラインに記載し、ホームページで公表している。 ○社会生活上必要不可欠な外出 ・今後の生活において必要な手続きであり、継続性がないもの ・買い物や行事への参加など ・冠婚葬祭など ○余暇活動等の社会参加のための外出 ・自己啓発や教養を高めるもの ・健康増進を図るもの ・生活の内容、質の充実を図るもの</p>	<p>市で定めている手引き、ガイドラインに記載し、ホームページで公表している。 アンケート調査で回答したとおり、継続的通勤と継続的通学は不可。また、調査票に記載されているもの以外では、以下の目的が利用不可能。 ・講演会等、外出先において収入を得ることになるもの ・保育園への通園、サービス事業所への通所 ・布教活動や勧誘等の宗教活動 ・政治的活動（ただし、投票の参考とするための演説会への参加や、投票所へ行くことは可） ・ギャンブル等の公共の秩序に欠ける場所への移動</p>
F	<p>特になし。</p>	<p>実施要綱で定めている。 ①通勤、営業等の経済活動に係る外出 ②通年又は長期にわたる外出 ③社会通念上不適当な外出 ・経済活動、布教活動など社会通念上不適切と思われるものは認めていないが、それ以上は細かく定めていない。（通院、レジャー等も認めている。） ・セルフプランを認めておらず相談員がついているので、プラン内に含めて必要性を精査したうえで、毎週の利用等も認めている。定期的な通院等も認めている。余暇活動も認めていくが、習い事の足に使うようなものは認めていない。 ・痒い所に手が届くのが良いところだと思っているので、幅を持たせた運用としている。 ・個別給付サービスの行動援護、同行援護でも、ほぼ同じルールで、そこまで細かいルールは認めていない。ただし通勤・通学は認めていない。</p>
G	<p>ガイドラインで概要を定めている。 （1）一日利用の原則 1日のうちに用務を終えることができる外出に限る。 （2）自宅発着の原則 自宅が支援の起点又は終点になっていない場合は、サービスを利用できない。（やむ</p>	<p>ガイドラインで概要を定めている。 ①経済的活動に係る外出 ・通勤、出張、営業活動等 ②通年かつ長期にわたる外出 ・通所、通学、通園、学童保育等への送迎 ③外出介護を利用することが適当ではない外出 ・飲酒を伴う外出</p>

	<p>を得ない理由により、市が特に必要と認める場合は除く。)</p> <p>○社会生活上、必要不可欠な外出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関等に関わる手続き、相談等、選挙の投票等</li> <li>・ 医療機関等への受診、入退院等の手続き、相談等</li> <li>・ 金融機関の利用</li> <li>・ 生活必需品等の買い物</li> <li>・ 冠婚葬祭等</li> </ul> <p>○余暇活動等の社会参加のための外出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化施設等の利用</li> <li>・ 健康増進、体育施設等の利用</li> <li>・ 外食（飲酒を伴わないもの）</li> <li>・ 理容・美容・着付け等</li> <li>・ 墓参り等の社会的習慣</li> <li>・ 各種行事、ボランティア活動等への参加</li> <li>・ その他（上記内容に準ずる外出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗教活動（布教・勧誘活動）、政治活動、</li> <li>・ 選挙運動等を行うための外出</li> <li>・ ギャンブル、公序良俗に反する外出</li> </ul> <p>ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出については、以下のいずれかに該当するやむを得ない利用可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護者の疾病、入院等により一時的に通勤時の介助が困難となった場合。</li> <li>② 通勤ルートを覚えるための訓練として一時的に利用する場合。（期間限定）</li> </ol> <p>通所又は通学の手段については、公共交通機関やスクールバスの利用、通所事業所や保護者等による送迎を基本としているが、下記のいずれかに該当するやむを得ない場合は利用可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 世帯に障害者が複数いる、ひとり親、虐待等、送迎困難と認められる家庭の事情がある場合。</li> <li>② 保護者の疾病、入院等により一時的に通学時の送迎が困難となった場合。</li> <li>③ 通学ルートを覚えるための訓練として一時的に利用する場合。（期間限定）</li> </ol>
H	<p>特に無し。 基本的には個別給付サービスに寄せているが、狭間のニーズに利用していただく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤を目的としては、利用できない。</li> <li>・ 継続的なものは移動支援事業を利用しないよう相談時にも留意している。</li> <li>・ 継続的な通院についても個別給付サービスで対応。</li> <li>・ 通学については、保護者に教育を受けさせる義務があり、移動支援事業を使って学校に行くのは違和感を感じる。</li> <li>・ 就労についても自立して行くべきという考えている。</li> </ul>
I	<p>圏域の連絡協議会で作成しているハンドブックで運用上のルールは設けているが、基本的には個別対応。 進学に当たって通学路が変わる場合、長期休暇中に練習として使うケースなどは認める。訓練のための通学に近い。</p>	<p>通勤・通学については、学校・事業所や家族側でカバーすべきと考えている。 週2回以上は定期的とみなしており使えないようにしている。</p>
J	<p>実施要綱で定めている。 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動。 原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 また、介護給付等で利用できるサービスは対象外とする。</p>	<p>実施要綱で定めている。 ①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ②通年かつ長期にわたる外出 ③社会通念上適当でない外出</p>

自治体	⑤個別給付サービスと移動支援事業を併用している利用者の有無とその使い分け方	⑥グループ型支援及び車両移送型での実施とその具体的な利用ケースやニーズ
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスのうち、居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）の利用者は移動支援事業と併用している。具体的には、通院等に係る部分については居宅介護で、その他の目的の場合に移動支援事業を利用することになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ支援型、車両移送型とも、実施していない。</li> <li>利用者がいないわけではなく、市としてそもそも実施しておらず、要綱上でも定めていない。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスのうち、居宅介護の通院等乗降介助と移動支援事業を併用している者がいる。</li> <li>移動支援事業は通院を目的とした利用は基本的に認めていない。（緊急時のみ状況を聞き取りの上、認めている場合もある。）</li> <li>その他の個別給付サービスとは、併用者はいない。行動援護をレジャー目的でも利用できることで幅広いニーズに対応できること、同行援護は視覚障害のある方特有の外出支援となるので移動支援事業との併用を想定していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ支援型：実施していない。</li> <li>車両移送型：市の総合福祉センターを利用する方向けに近隣の駅とセンター間を運行しているバスがある。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスで対応可能な外出は個別給付サービスを利用してもらうが、重度訪問介護・同行援護・行動援護の対象にならない方が余暇目的の外出を希望するなど、個別給付サービスで対応できない外出のニーズがあり、かつ、そのニーズに移動支援事業で対応可能な場合は移動支援事業を利用している。</li> <li>居宅介護の支給決定が下りるまでの通院のニーズを移動支援事業でカバーする等の事例もある。居宅介護が非該当となった場合の通院も移動支援事業で賄うべきと思うが、現時点で具体的に問題になったケースはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ支援型、車両移送型とも、実施していない。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援事業を余暇支援事業と位置付けており、個別給付サービスとの併用のケースもある。</li> <li>個別給付サービスの事業所が移動支援事業も行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ型支援：同じ就労系事業所の利用者が集まって出かける時に利用するイメージである。1人の支援者に対し2～5人を支援した場合の事業単価を設定している。現在、契約している市内27事業所のうち3事業所で利用がある。</li> <li>車両移送型：実施していない。</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービスと移動は利用目的に応じて使い分けしている。個別給付サービスでは利用対象とならない余暇活動等を目的として移動支援事業を利用するケースが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ支援型、車両移送型とも、実施していない。</li> </ul>

F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域に個別給付サービスを提供している事業所が少ないため、移動のニーズはできるだけ移動支援事業で対応している。</li> <li>・ 基本的には個別給付サービス事業所が移動支援事業にも対応しているが、同行援護と行動援護の指定を取得できず移動支援事業でサービス提供しているという実態がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ支援型、車両移送型とも、実施していない。ニーズもないと認識している。</li> </ul>
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスと移動支援事業を併用している人は13名と利用者のうちごく少数であり、併用の理由については把握できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ支援型：2、3名で大きめの車に乗って移動する形での支援を行っている。</li> </ul>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスと移動支援事業を併用しているケースはある。</li> <li>・ 移動支援事業所の数が少なく対応できない場合に個別給付サービスを利用するケースもある。</li> <li>・ 個別給付サービスは予め外出予定表を出してもらった上で利用するが、移動支援事業は、年間240時間内であれば予定外の時にも利用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ支援型、車両移送型とも、実施していない。相談もない。</li> </ul>
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスと移動支援事業の使い分けについては、利用者の状態像に応じて適したサービスを使う等、対象者に合わせた支援をしている。</li> <li>・ 行動援護の事業所が不足していることから、致し方なく移動支援事業の事業所が対応していることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ支援型について、余暇支援で複数人で出かけたり、体験活動をするなどを想定しているが、事業所がそういうサービスを提供していないのが実態である。</li> <li>・ 車両移送型：提供事業所がなく、ニーズもない。</li> </ul>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスを優先とするが、居宅介護の通院等乗降介助等、移動目的が限定されているサービス利用者については、それ以外の目的での移動について、移動支援事業の利用を認めているケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両移送型：重度身体障害者及び重度知的障害者を対象として、リフト付きワゴン車を運行。</li> </ul>

自治体	⑦「訓練のための通勤」「訓練のための通学」を目的とした利用をの可否と認めている場合の対象者、利用期間等	⑧利用料設定および事業者の補助単価とその考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もともと継続的通学を認めている。</li> <li>・ 小学校から高校までは認めているが、大学や専門学校は不可、通所サービスの事業所へ通う場合も対象外としている。</li> <li>・ 通勤は「経済活動に係る外出」に該当するので不可としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヵ月：50時間</li> <li>・ 30分毎に900円</li> <li>・ 介護加算対象者は1日につき1,000円加算</li> <li>・ 市民税課税世帯は総費用の1割負担、その他は利用者負担なし</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●単価</li> <li>【個別支援型】</li> <li>・ 身体介護を伴う場合</li> <li>30分以内：2,300円</li> <li>30分～1時間：4,000円</li> </ul>



		<p>1時間～1.5時間：5,800円  1.5時間～2時間：6,600円  以降30分ごとに700円を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体介護を伴わない場合  30分以内：800円  30分～1時間：1,500円  1時間～1.5時間：2,300円  1.5時間～2時間：3,000円  以降30分ごとに700円を加算</li> </ul> <p>【施設等利用型】  片道540円</p> <p>●単価設定の考え方  おそらく通院等介助の金額をもとに設定している。</p>															
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>認めていない。</li> </ul>	<p>1時間あたりの事業費単価：1,900円  利用者負担額：事業費の1割（ただし、負担上限額の設定あり）  だいた前に設定したので、設定の基準はわからない。</p>															
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>認めていない。大前提として移動支援事業は余暇支援として位置づけているためである。</li> </ul>	<p>身体介護を伴うかどうかと、実施時間及び支援者1人当たりの利用者数に応じて単価を定めている。  (例)身体介護ありで30分以下の場合、1:1で2,540円、1:2で1,520円、1:3で1,140円、1:4で890円、1:5で760円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業単価の設定については、居宅介護サービス費に準じている。身体介護を伴う場合の事業単価は居宅介護サービス費の身体介護の単位数、身体介護を伴わない場合の事業単価は家事援助の単位数。その他、夜間もしくは早朝の場合の25%の加算、又は深夜の場合の50%の加算あり。</li> <li>設定当初の考え方は上記のとおりであるが、報酬が変わるたびに改訂しているわけではない。</li> </ul>															
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>「訓練のための通勤」は認めていないが、「訓練のための通学」は認めている。収入を得ることを目的としているかどうかは線引きの基準である。</li> <li>具体的には、学校や施設等へ通学・通所するための訓練が必要な方に対して、最大1か月を限度として利用を認めている。特別支援学校はスクールバスが出ることが多いので、「訓練のための通学」を利用するのは通常の学校に通っている方が多い。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス提供時間</th> <th>身体介護を伴う場合</th> <th>身体介護を伴わない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分未満</td> <td>2,540円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>1時間未満</td> <td>4,020円</td> <td>1,970円</td> </tr> <tr> <td>1時間30分未満</td> <td>5,940円</td> <td>2,760円</td> </tr> <tr> <td>以降30分増すごとに</td> <td>830円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>金額設定は、障害福祉サービスの同行援護の報酬を準用している。</p>	サービス提供時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合	30分未満	2,540円	1,050円	1時間未満	4,020円	1,970円	1時間30分未満	5,940円	2,760円	以降30分増すごとに	830円	700円
サービス提供時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合															
30分未満	2,540円	1,050円															
1時間未満	4,020円	1,970円															
1時間30分未満	5,940円	2,760円															
以降30分増すごとに	830円	700円															

F	<ul style="list-style-type: none"> <li>「訓練のための通学」「訓練のための通勤」とも認めている。</li> <li>「訓練のための通勤」について、支援学校卒業までなど、ある程度見通しを持てる場合は認めており、就職をみすえて、卒業前の1～2か月の期間で練習のために使うケースがある。就労移行支援事業所に空きがあればそちらを使ってもらうが、市内にはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援型は身体介護の要否、グループ支援型はグループ人数に応じて、利用時間ごとに単価を設定している。 (例) 個別支援型で身体介護ありの場合</li> <table border="1" data-bbox="863 405 1305 607"> <tr><td>30分未満</td><td>2,550円</td></tr> <tr><td>30分以上1時間未満</td><td>4,020円</td></tr> <tr><td>1時間以上1.5時間未満</td><td>5,840円</td></tr> <tr><td>1.5時間以上2時間未満</td><td>6,660円</td></tr> <tr><td>2時間以上2.5時間未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>2.5時間以上3時間未満</td><td>8,330円</td></tr> <tr><td>以降0.5時間ごと</td><td>830円</td></tr> </table> <li>居宅介護の通院等介助を参考に設定している。</li> <li>決定に当たっては、圏域の2市1町で金額を合わせている。</li> </ul>	30分未満	2,550円	30分以上1時間未満	4,020円	1時間以上1.5時間未満	5,840円	1.5時間以上2時間未満	6,660円	2時間以上2.5時間未満	7,500円	2.5時間以上3時間未満	8,330円	以降0.5時間ごと	830円
30分未満	2,550円															
30分以上1時間未満	4,020円															
1時間以上1.5時間未満	5,840円															
1.5時間以上2時間未満	6,660円															
2時間以上2.5時間未満	7,500円															
2.5時間以上3時間未満	8,330円															
以降0.5時間ごと	830円															
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>「訓練のための通学」「訓練のための通勤」とも認めている。継続的なものは認めていない。ルールの背景については現担当では把握していない。</li> <li>「訓練のための通学」「訓練のための通勤」について、利用できる期間の上限は定めておらず、利用者の状態に応じて定めている。最初の2、3か月の段階で、引き続き必要かどうかを判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援型は身体介護の要否、グループ支援型はグループ人数に応じて、利用時間ごとに単価を設定している。 (例) 個別支援型で身体介護ありの場合、0.5時間から10.5時間まで30分刻みで2,550円～20,780円</li> </ul>														
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>認めていない。</li> </ul>	<p><b>【利用者負担】</b> 個別支援の単価をグループ支援の単価が上回らないように設定している。標準額は、個別支援は1時間150円、グループ支援は1時間50円を想定しているが、1時間650円を上回らない範囲で実情に応じ設定。 この場合、利用者の障害の程度や、サービスの種類等で差をつけることは公平ではないと考えるので、利用料金は一律で設定することとしている。 ただし、標準が1日8時間、週5日の実施であるため、夜間、早朝及び休日など時間外については、割増しは構わない。</p> <p><b>【事業者補助単価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ支援：支援員1人につき1,000円以内、利用者1人につき450円</li> <li>個別支援：利用者1人につき1,350円、送迎加算利用者1人につき270円</li> </ul> <p>日中一時支援事業と同様、近隣の自治体と合わせている。</p>														

I	・ 認めていない。	利用時間	ガイドヘルプ (身体介護あり)	ガイドヘルプ (身体介護なし)
		～0.5 未満	2,300 円	800 円
		～1.0 未満	4,000 円	1,500 円
		～1.5 未満	5,800 円	2,250 円
		～2.0 未満	6,550 円	3,000 円
		～2.5 未満	7,300 円	3,750 円
		～3.0 未満	8,050 円	4,500 円
J	・ 認めていない。	時間		単価
		30 分以下		1,500 円
		30 分超 1 時間以下		2,700 円
		1 時間超 1 時間 30 分以下		4,000 円
		1 時間 30 分超 2 時間以下		4,800 円
		2 時間超 2 時間 30 分以下		5,600 円
		2 時間 30 分超 3 時間以下		6,300 円
		以降 30 分		800 円

### ③訪問入浴サービス

訪問入浴サービスに係るヒアリング結果は以下のとおりである。

図表 60 回答結果

自治体	①利用対象者の要件や利用の制限（優先関係や併給の可否等）に関するルールの内容とルールの根拠 ③ ルールの考え方や目的、趣旨、背景
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス、障害児通所支援、（訪問入浴サービス以外の）地域生活支援事業、訪問看護その他の入浴サービスでの入浴が困難な者。</li> <li>・ 介護保険の認定（要介護・要支援）を受けていない者。</li> <li>・ 自宅で入浴困難な者。</li> <li>・ 家族等の介護者の介護では入浴困難な者</li> </ul> <p>等すべてを満たす場合と定めており、他のサービスを使える者は利用できず、他に使える手段がない場合の最終手段として訪問入浴サービスを利用するイメージである。</p> <p>【ルールの根拠】 実施要綱で定めている。</p> <p>【ルールの考え方】 利用者の状態像、環境等を踏まえ、当該サービス以外での入浴が困難な者に限定して支給決定する。</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者について、「自宅での入浴が困難な者で肢体不自由 1 級又は 2 級の者」と定めている。</li> <li>・ 障害福祉サービス、訪問看護等、訪問入浴サービス以外の方法での入浴が可能な方はその利用を優先する。</li> <li>・ 利用者の状態像について医療的ケアの有無まで把握していないが、寝たきりで浴槽での入浴が難しい方と認識している。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 実施要綱で定めている。</p> <p>【ルールの考え方】</p>

	<p>地域生活支援事業は地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態によって実施するものであり、事業に要する費用に対する自治体の負担も大きいため、個別給付を優先している。</p>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）を優先しており、併給は不可としている。</li> <li>・ 「重度障害者入浴サービス事業実施要綱」において、対象者の要件の一つとして、「介護者の介護をもってしても入浴することができない者」と定めているため、個別給付サービスで入浴の支援が受けられる者は対象外である。</li> <li>・ 介護保険のサービスを利用している人も訪問入浴サービスの対象外としている。最終手段として利用するイメージである。</li> <li>・ 利用者の状態像として、状態像が重度の者が多い(障害者手帳1級、2級)。医療的ケアが必要な場合も多く、18歳未満からの相談もある。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 実施要綱で定めている。</p> <p>【ルールの考え方】 家族等の介助や他の制度等を利用しての入浴が困難な重度の身体障害者に対して、入浴サービスを実施し、重度障害者の保健衛生の向上と福祉の増進を図る。</p>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この事業の利用を図らなければ入浴が困難な身体障害者手帳を有する15歳以上の者。(原則10回/月 週3回以上入浴が必要と医師の診断書により認められた時等この限りでない。)</li> <li>・ 個別給付サービス優先という優先関係はあるが、個別給付サービスが使えるからと言って訪問入浴サービスが使えないということはなく、生活介護の事業所で限られた回数しか入浴できないが、追加の入浴ニーズについて自宅で居宅介護等を利用することでは対応できない場合に訪問入浴サービスを利用しているケースがある。</li> <li>・ 寝たきりなどの重度の方もいる</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭において自力または家族の介助だけでは入浴することができない身体障害者が対象である。</li> <li>・ 身体障害者手帳所持者であって、身体障害者手帳1級及び2級に該当する者と利用者の要件を定めているが、単純に手帳の級だけで決まるわけではなく、個別給付サービスのヘルパーの介助で自宅の風呂に入れる方は対象外としている。</li> <li>・ 具体的な利用者像は、自宅で寝たきり状態にあり、人工呼吸器を装着しているため、そのままの状態では自宅の風呂に入れられない方である。</li> <li>・ 家の構造で階をまたいだ移動ができない場合等もある。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 市で定めている手引きに記載。</p>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスの支給決定が可能である場合は優先することとしている。</li> <li>・ 優先はあるが、ケースの状況や支給時点の資源の状況などにもよって臨機応変に決定している。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 運用ルールとして引き継がれている。</p>
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスと訪問入浴サービスでは個別給付サービスが優先であるが、介護保険の訪問入浴介護に対しては、優先関係はない。</li> <li>・ 介護保険の訪問入浴介護と併用することも制度上可能であるが、介護保険の対象にならない若年層が訪問入浴サービスを利用しているケースが多く、実際に両方利用している者は現状いない。</li> </ul>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳所持者で、本事業を使わなければ入浴が困難な場合に限り、制度の利用ができる。したがって、優先順位としては最後となり、他サービスとの併給もない。</li> <li>・ 利用途中で介護保険による訪問入浴介護が受けられる年齢に達した際は介護保険サービスに移行してもらっている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用している3名は、かなり障害の状態が重く、一人で起き上がれず、かつ年齢が低くて介護保険が使えない方である。</li> <li>・ 障害と介護保険で同じ事業者がサービス提供を担っており、介護保険のサービスでは利用者の状態像に対応できないという問題は今のところおきていない。</li> </ul> <p>【ルールの根拠】 実施要綱で定めている。</p> <p>【ルールの考え方】 訪問入浴事業は民間事業者等に委託しているが、事業者の数が少なく実施に限りがあることから、特定の個人が複数利用するのではなく広い範囲で利用できるようにするため。</p>
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者2名のみ。若年の脳性まひの方、筋ジストロフィーの方。医療的ケアが必要であり生活介護も事業所では安全性が確保できず、看護師が同行する訪問入浴サービスを利用することになった。</li> </ul>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問入浴サービス事業を必要とする者であって、次の各号に該当する者。ただし、介護保険法の給付対象者を除く。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 身体障害者手帳1級、2級該当で寝たきり状態にある在宅者等（ただし、障害児にあつては、事前協議を経て決定する。）</li> <li>2) 対象者が、感染症の疾患を有していないこと。ただし医師により訪問入浴が可能と判断された場合は、感染症の疾患を有していても利用できるものとする。</li> <li>3) 医師が入浴について可能と認めている者</li> <li>4) 当該利用対象者を介護しているものの立会いが可能である者</li> <li>5) 病院、施設等に入院または入所していない者</li> </ol>

自治体	③個別給付サービスと訪問入浴サービスを併用している利用者の有無とその使い分け方	④入浴設備や設備人員に関する要件設定の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスの生活介護と訪問入浴サービスを併用している者が1名いる。生活介護での入浴を優先したいが、入浴支援が可能な生活介護事業所の利用が1回/月しかできないため、訪問入浴サービスを3回/月行っている。</li> <li>・ 複数の生活介護の事業所もあつたが、どうしても対応できず、月に1度しか入浴ができなくなってしまう状態を避けるために協議して例外的な対応をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けていることが要件。</li> <li>・ 市内には介護保険の訪問入浴介護も提供している2事業所がある。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併用している利用者はいない。他のサービスで日数が足りないので併用したい等の相談はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併用している利用者はいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じている。</li> </ul>

D	<ul style="list-style-type: none"> <li>併用している者もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。</li> <li>介護保険の訪問入浴介護の指定を受けている事業所が実施することを想定。</li> <li>利用者の状態像が重度であるために苦勞しているといった意見を事業所から聞いたことはない。</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>併用している利用者はいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械入浴を必要としている人で、自宅で入浴できないまたは介護保険で在宅にて支援しているが支給量が足りない人が利用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。</li> </ul>
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別給付サービス優先ではあるが、事業所の都合で入浴サービスの必要量を供給できないような場合は訪問入浴サービスを支給決定している。</li> <li>基本的に介護保険の対象ではない者が地域生活支援事業を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。単価も含めて介護保険並びである。</li> <li>異性介助に関する要望は特に聞かない。</li> <li>保護者から、自宅ではなく事業所で訪問入浴サービスを利用したいという意見もある。</li> <li>利用者の状態像としては医療的ケアを必要とする障害児が中心である。</li> <li>介護の指定訪問入浴介護事業者が全て訪問入浴サービスを実施しているわけではないが、(障害の)訪問入浴サービス事業者は皆、介護保険の訪問入浴介護を実施している。訪問入浴サービス事業は、初期費用が必要なので、新規参入は難しく、事業者は増えないと認識。</li> </ul>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上で併給不可と定められているため、いない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。</li> </ul>
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>併用している利用者はいない。(もともと利用者が2名のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱上、利用回数は週1回となっているが、市長が認めた場合は利用回数を増やすことができるとしている。実際、現在の利用者に対して、褥瘡がひどくならないために回数を増やしている。</li> </ul>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>併用している利用者はいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の訪問入浴介護の要件に準じている。</li> </ul>

自治体	⑤利用料設定および事業者の補助単価とその考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヵ月10回を上限とする。(原則週2回)</li> <li>全身浴：12,600円、清拭：8,800円。</li> <li>市民税課税世帯は総費用の1割負担、その他は利用者負担なし。</li> <li>介護保険より状態像が重いことについての要望などを事業所から聞いたことはない。</li> </ul>

B	<ul style="list-style-type: none"> <li>12,500円/回、介護保険の利用料に準じている。</li> <li>基本的に利用者負担1割。世帯の収入で上限額を設定。</li> <li>利用者の状態像が重いことを踏まえた加算などはなく、事業者からの意見もない。</li> </ul>													
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>(利用料) 利用者及び扶養義務者の課税状況に応じて決定している。</li> <li>(補助単価) 入浴 12,500円/回 清拭 8,750円/回</li> <li>介護保険制度における訪問入浴介護の報酬単価を参考に設定しているが、介護保険の報酬単価改訂と都度リンクしているわけではなくあくまで参考。</li> <li>介護保険の利用者より状態像が重く大変だというような意見を事業者から聞いたことは特になし。</li> </ul>													
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱に規定している。入浴サービス1回の実施に係る事業単価は、介護保険法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した訪問入浴介護に係る費用の額とし、利用者は、事業単価の100分の10に相当する額を利用料として事業者へ直接支払う。ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する者等福祉事務所長が認めるものについては、利用料の支払いを要しない。</li> <li>介護保険の単価の見直しがあった際には合わせて変更している。</li> </ul>													
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>13,650円/回。介護保険サービスにおける訪問入浴介護基本単位(1,260単位)に、地域区分による1単位単価(10.84円)を乗じ、10円未満を切り捨て。</li> <li>実態として、介護保険の事業者が訪問入浴サービスも担っている。単価が一緒であるのでやりやすい。</li> </ul>													
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>12,600円/回、介護保険の訪問入浴介護の単価と合わせている。決定に当たっては、圏域の2市1町で金額を合わせている。介護保険の報酬改定の際に、協議して合わせて金額を決めている。</li> <li>事業所から単価に対する意見はない。報酬についてはあくまで入浴があった場合のみを対象としており、訪問後に本人の状態的に入浴ができず清拭をした場合、ルール上報酬を認めていないが、清拭でも支給対象としてほしいという意見はあった。</li> <li>対応している事業所は介護保険と同じ事業所で対応している。利用者は身体障害のある方で、特に対応に当たっての問題は起こっていない。</li> </ul>													
G	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">看護職員1人及び介護職員2人で行う訪問入浴</td> <td>全身入浴</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>清拭及び部分入浴</td> <td>8,750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護職員3人で行う訪問入浴</td> <td>全身入浴</td> <td>11,880円</td> </tr> <tr> <td>清拭及び部分入浴</td> <td>8,320円</td> </tr> </tbody> </table>	実施区分		金額	看護職員1人及び介護職員2人で行う訪問入浴	全身入浴	12,500円	清拭及び部分入浴	8,750円	介護職員3人で行う訪問入浴	全身入浴	11,880円	清拭及び部分入浴	8,320円
実施区分		金額												
看護職員1人及び介護職員2人で行う訪問入浴	全身入浴	12,500円												
	清拭及び部分入浴	8,750円												
介護職員3人で行う訪問入浴	全身入浴	11,880円												
	清拭及び部分入浴	8,320円												
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>12,600円(自己負担額1,260円)。介護保険法に基づく訪問入浴介護と同等の価格。</li> <li>健康状態により清拭を行った場合は8,820円(自己負担額882円)</li> <li>加算などは実施していない。</li> </ul>													
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>考え方の根拠などは把握できていない。</li> </ul>													
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>12,500円/回</li> <li>設定の経緯については把握していない。</li> </ul>													

#### ④その他

地域生活支援事業と個別給付サービスの役割分担、連携の在り方については以下の意見があった。

図表表 61 回答結果

自治体	個別給付サービスと地域生活支援事業の役割分担・連携在り方について
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、全国一律である個別給付サービスで支援を受けることができれば、利用者はどこで暮らしても安定した支援を受けることができるため、個別給付サービスを優先している。</li> <li>・ 障害分野において、個別給付サービスと地域生活支援事業があり、それを併用する仕組みであること自体がサービスを受ける側からすれば複雑であり、マネジメントも難しい仕組みになっていると考えている。そのことが事務処理、請求、サービス利用に至る様々な点で時間を要したり、誤ったサービス利用になることの要因にもつながると考える。今後、できるだけシンプルな役割分担になっていくことを期待する。</li> <li>・ 重度訪問介護、行動援護、同行援護に関する支援者向けの研修や人材育成の場の提供については、1回当たりの受講者数も一定数必要となり、かつ専門性が高いことから市町村単位での実施は費用対効果として高くないと考える。県での実施もあるが、県だけだと年に1回程度の実施になってしまうので、国が実施する等でより頻回に広域的に機会を提供いただけると、受講を逃す事業所が減り対応できる事業所が増えると考えている。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源のことを考えると、個別給付サービスに溶け込ませることができる部分はそうしたいという思いもあるが、地域生活支援事業だから提供できているサービスもあるため、一概に論じることができないことが難しい。</li> <li>・ 地域生活支援事業に要する費用に対する自治体負担が高い点は自治体としても課題であり、基本的に個別給付サービスを優先で利用いただいたうえで、地域生活支援事業は法定給付の隙間を埋めるのが、適当ではないか。</li> <li>・ 移動支援事業など法定給付で対応できないサービスが地域生活支援事業の大きなウェイトを占めていると思うが、財源配分上も、そういったホットスポットを優先して対策を講じていただけると良いと思う。</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別給付サービスと地域生活支援事業の役割分担としては、基本的に個別給付サービスが優先であり、個別給付サービスの対象とならない場合や同内容の対応ができない場合に、それを補完するものが地域生活支援事業であると考えている。</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な特性を持つケースに対応するため、個別給付サービスではなく地域生活支援事業であれば通える（外に出られる）という方が多い。良い意味で気軽に通えるところに地域生活支援事業の強みがあると考えている。</li> </ul>
H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズの多様性から柔軟な対応が求められてくるなか、事業所の人員確保や営業時間の問題等により本当に必要な方が支援を受けられていない現状がある。当市は、地域生活支援事業の事業者数が少なく、個別給付サービスにて対応することが多いが、個別給付サービス事業所が対応できるようにするためには、利用者のニーズに対応できるだけの事業所数が必要と考える。</li> <li>・ 移動支援事業の単価が低く、新規で実施を希望する事業所が少ない。現在、サービスを担っている事業所は一つの事業所で福祉サービスを幅広く対応している事業者であり、もう少し報酬があがらないと新規で立ち上げるのは難しいという声があった。しかし、実際に金額を高くすることで手をあげる事業所がどれだけあるかわからないので、参入したいという声があったときに見直してみたい。</li> <li>・ 当市では、公共交通機関が充実していないので移動のサポートに対するニーズがあるが、家族など頼れる人を頼ってなんとかやっていたいのが現状である。</li> </ul>



I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門知識を持っているヘルパー・事業所が不足していることを課題に感じている。</li> <li>・ 国単位の個別給付サービスが手厚くなることを期待している。</li> </ul>
J	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の個々の状況により、個別給付サービスでは対応できない場合において、地域生活支援事業で可能な範囲で柔軟に対応したいと考えている。</li> <li>・ ただし、地域生活支援事業については、国・県の補助事業であり、法により国・都道府県・市町村の間で負担割合が決まっている個別給付サービスと比べ、財源が確保されていないのは事実である。</li> </ul>

## 4. 考察

以上のアンケート調査およびヒアリング調査結果により、個別給付サービスと地域生活支援事業の利用実態とその背景が明らかになった。本章では、これらの実態についてまとめるとともに、検討委員会での意見も踏まえながら、個別給付サービスと地域生活支援事業の関係性について検討を行う。

### (1) 利用・運用実態について

#### ①個別給付サービスとの優先関係について

- ・アンケート調査の結果では、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、個別給付サービスを優先とした自治体の割合は3割前後だったが、移動支援事業については46.4%と、他事業とは異なる傾向が見られた。有識者からは、障害福祉のこれまでの歩みの中でそれぞれの事業について行われてきた議論の経緯や取り巻く状況の違いがこうした特性の違いにも表れているのではないかとの指摘があった。
- ・個別給付サービス優先と定めている場合でも、個別給付サービス事業所の不足等により地域生活支援事業を中心に対応せざるを得ないという意見も複数見られ、一義的にルールを適用するのではなく、地域資源の状況によって柔軟に運用されている実態が明らかになった。

図表 62 アンケート調査（問5、問17、問32）の集計結果

		優先関係				併給の可否			
		個別給付サービスを優先している	日中一時支援事業を優先している	優先関係の定めはない	計	併給が可能な場合を定めたルールがある	併給ができない場合を定めたルールがある	併給の可否についてのルールはない	計
日中一時支援事業	自治体数	229	1	662	892	70	70	751	891
	計に占める割合	25.7%	0.1%	74.2%		7.9%	7.9%	84.3%	
移動支援事業	自治体数	411	3	471	885	97	137	645	879
	計に占める割合	46.4%	0.3%	53.2%		11.0%	15.6%	73.4%	
訪問入浴サービス	自治体数	255	1	487	743	0	75	622	697
	計に占める割合	34.3	0.1%	65.5		0.0%	10.8	89.2	

(ヒアリング調査における主な意見)

- ・地域生活支援事業に係る費用に対する自治体負担も考慮して、運用ルールとして個別給付サービスを優先して使っていただくようにしている。

- ・自治体のルールとしては個別給付サービス優先としているが、実態としては行動援護、同行援護等の個別給付サービスの事業所が少ないため、移動支援事業で対応している。
- ・日中一時支援事業については、自治体で定める支給基準の範囲（限度）内であれば特に個別給付サービスとの調整や制限は行っていない。

## ②個別給付サービスとの併用状況について

- ・アンケート調査の結果では、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、個別給付サービスと併用している利用者の利用者総数に占める割合はそれぞれ58.6%、75.0%と比較的高い割合だが、移動支援事業については22.1%と、他事業とは異なる傾向が見られた。
- ・ヒアリング調査の結果では、日中一時支援事業については個別給付サービスと同日の利用可否について自治体によって違いがあったものの、基本的に併用について制限はない自治体が多く見られた。
- ・他方、移動支援事業については利用目的によって使い分けているという自治体の他に、重度訪問介護・行動援護・同行援護の支給決定を受けている者は利用対象外とした自治体が複数あった。

図表 63 アンケート調査（問7、問18、問34）の集計結果

日中一時支援事業				利用者総数		
	計	うち生活介護と併用	うち放課後等デイサービスと併用			
利用者数	37,293	21,463	16,812	63,652		
利用者総数に占める割合	58.6%	33.7%	26.4%			
移動支援事業						利用者総数
	計	うち居宅介護と併用	うち重度訪問介護併用	うち行動擁護と併用	うち同行擁護と併用	
利用者数	26,095	22,853	710	2,145	714	118,318
利用者総数に占める割合	22.1%	19.3%	0.6%	1.8%	0.6%	
訪問入浴サービス					利用者総数	
	計	うち居宅介護と併用	うち重度訪問介護併用	うち生活介護と併用		
利用者数	2,479	1,755	528	999	3,305	
利用者総数に占める割合	75.0%	53.1%	16.0%	30.2%		

(ヒアリング調査における主な意見)

- ・個別給付サービス事業所が開所時間外・定休日の場合や、個別給付サービスの支給限度日数を超える場合の補足/代替として日中一時支援事業を利用している。
- ・当市では、放課後等デイサービスと併用している例のみで、日中一時支援事業単独で利用している事例はない。放課後等デイサービスによる療育と日中一時支援事業に寄る一時預かりとどちらが利用者のニーズに沿うかで決定する取扱としているが、実際の利用例としては、平日は放課後等デイサービスによる対応としながら、休日や長期休暇の間は、日中一時支援事業を利用するというケースが多いイメージ。
- ・移動支援事業については、個別給付サービスごとに対応できる外出目的が異なるため、一律に併用を整理するのではなく、利用している個別給付サービスと外出目的を踏まえて使い分けている。
- ・移動支援事業とサービス内容が重複する重度訪問介護、行動援護、同行援護等の支給決定者は、移動支援事業の対象外としている。移動支援事業の利用は居宅介護との併用者または移動支援事業単独の利用者のみ。具体的な移動の目的ではなく、個別給付サービスとの優先関係で使い分けている。

### ③日中一時支援事業の利用・運用実態について

- ・アンケート調査・ヒアリング調査ともに、個別給付サービス事業所の開所時間外もしくは定休日や、個別給付サービスの支給限度日数を超える場合の補足/代替として日中一時支援事業を利用するケースが多いことが明らかとなった。一方、自治体の運用実態としては、個別給付サービスと日中一時支援事業の同日利用を可とする自治体と不可とする自治体両方が見られた。
- ・ヒアリング調査では、延長支援加算の対象が開所時間8時間以上の事業所としている点が厳しいのではないかと、個別給付サービスとして支援の時間を延長して対応する必要性が感じられない、個別給付サービスとの併用者と日中一時支援事業単独の利用者の両方を同一事業所で効果的に支援するために日中一時支援事業で対応する等の意見もあった。また、有識者からも、人員の配置要件の直接介助職員1名は事業所としては簡単な要件ではなく、パート等では対応できず、開所時間8時間以上という条件もあるので、正職員のシフトをかなり調整する必要があるとの解説があった。

図表 64 アンケート調査（問 6）の集計結果抜粋

	1. 利用希望時間が生活介護事業所の開所時間後の居場所として利用する	2. 利用希望時間が放課後等デイサービス事業所の開所時間後の居場所として利用する	3. 利用希望日が生活介護事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する	4. 利用希望日が放課後等デイサービス事業所の定休日に居場所・活動の場として利用する	5. 個別給付サービス事業所が地域にない（少ない）ため	6. 個別給付サービスの支給限度（日数）を超えて日中活動の機会や居場所を確保するため
自治体数	434	353	462	425	117	280
回答総数に占める割合	47.5%	38.6%	50.5%	47.5%	12.5%	30.8%
	7. 障害支援区分が生活介護の対象外または未判定であるため	8. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる生活介護事業所が地域にないため	9. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる放課後等デイサービスが地域にないため	10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	11. その他	回答総数
自治体数	135	69	73	301	147	914
回答総数に占める割合	14.8%	7.5%	8.6%	32.9%	16.1%	

（ヒアリング調査における主な意見）

- ・個別給付サービス事業所の開所時間後にそのまま同じ事業所で日中一時支援事業として支援しているだけでなく、個別給付サービス事業所から別の事業所に移動して日中一時支援事業を利用しているケースもある。
- ・日中一時支援事業の補助単価については、短期入所サービスの報酬単価等や周辺自治体の補助単価を踏まえて設定している。
- ・個別給付サービスの事業所としては、延長支援加算の算定要件を開所時間 8 時間以上とする要件が厳しいのではないかと。
- ・個別給付サービスの事業所側で開所時間を延長して対応するという課題意識があまりない。これまで、個別給付サービス事業所の開所時間外を日中一時支援事業で対応することに違和感等を感じたことがなく、延長支援加算で対応するという方法があることも意識していなかった。
- ・個別給付サービスとの併用者と日中一時支援事業単独の利用者、両方を同一の事業所で効果的に支援するためには、全員を対象にできる日中一時支援事業で対応する方が適当だという事業所もある。

#### ④移動支援事業の利用・運用実態について

- ・アンケート・ヒアリング調査ともに、個別給付サービスを優先する傾向が見られた。
- ・その上で、①個別給付サービスで対応できない外出ニーズ（例：居宅介護では外出目的が通院等に限定されている。）や、②個別給付サービスの事業所がない、

または少ないために移動支援事業が使われている実態が確認された。

- ・なお、行動援護の支給決定を受けている者は移動支援事業の利用対象外とした自治体が複数確認された一方で、移動支援事業の利用者のうち 58.1%は知的障害者であった。有識者からは、行動援護等に関する支援者向けの研修の開催状況が地域によって異なるために事業所の確保に苦勞しているのではないかとの指摘のほか、個別給付サービスとの併用者の少なさから行動援護の独自性・専門性が伺えるといった意見、行動援護の利用対象とならない（行動援護得点が要件を満たさない）中軽度の知的障害者や重複障害の者の移動支援ニーズが考えられるといった意見もあった。
- ・実施要綱等における利用目的の定め方については、幅広く柔軟に認め得る書きぶりとなっている自治体が目立つ一方で、対象外となる利用目的の条件は共通項が多く、通勤等の経済活動等に係る外出、社会通念上ふさわしくない目的での外出、継続的・長期的な外出が対象外になる利用ケースとして挙げられた。

図表 65 アンケート調査（問 19）の集計結果抜粋

個別給付サービス優先にもかかわらず移動支援事業を利用する理由	自治体数	回答総数に占める割合
1. 利用希望時間が個別給付サービス事業所の開所時間外のため	25	6.1%
2. 利用希望日が個別給付サービス事業所の定休日にあたるため	31	7.5%
3. 個別給付サービス事業所が地域にない(少ない)ため	71	17.3%
4. 個別給付サービス事業所の人員不足により利用者の利用希望どおりに対応することができないため	69	16.8%
5. 当該利用者の個別給付サービスの支給限度（単位数）を超えているため	56	13.6%
6. 障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため	105	25.5%
7. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス事業所がないため	22	5.4%
8. 個別給付サービスで対応できない外出ニーズのため	261	63.5%
9. 地方自治体に対する国庫負担基準の上限超過分を自治体負担するよりも移動支援事業により実施する方が財政負担が軽いため	3	0.7%
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	100	24.3%
11. 介護保険サービスでは対応できないガイドヘルプサービスを利用したいため	109	26.5%
12. その他	23	5.6%
回答総数（個別給付サービスを地域生活支援事業より優先すると回答した自治体数）	411	

図表 66 アンケート調査（問 13）の集計結果抜粋

	内訳				利用者総数
	身体障害	知的障害	精神障害	難病等	
利用者数	36,916	96,628	29,875	2,818	166,237
利用者総数に占める割合	22.2%	58.1%	18.0%	1.7%	

(ヒアリング調査における主な意見)

- 地域に個別給付サービスの事業所が少ないため、移動支援事業で対応している。基本的には居宅介護事業所が移動支援事業にも対応しているが、同行援護と行動援護の指定がないので移動支援事業でサービス提供している。
- 自治体の定める実施要綱において、移動支援事業の対象は「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」で、「原則として1日の範囲内で要務を終えるもの」とし、通勤・営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象外としている。

### ⑤訪問入浴サービスの利用・運用実態について

- ・訪問入浴サービスについては、個々の自治体では利用者数が極めて少数（1自治体数名～十数名程度）である。
- ・アンケート調査・ヒアリング調査からは、自治体の運用ルールにおいて、介護保険の訪問入浴介護が利用できる場合は訪問入浴サービスの対象外となっていることが示されており、結果として65歳以上の利用者は極めて少なくなっているほか、40歳～64歳の利用者における介護保険第2号被保険者の割合も少なくなっている。
- ・また、個別給付サービスでの入浴支援が利用できる場合には訪問入浴サービスの利用対象外としつつも、生活介護事業所における利用回数に制限があるために訪問入浴サービスを利用している実態が確認された。
- ・なお、有識者からは、医療ニーズの高さなど利用者の状態像が重度であることを踏まえると、よく個別性を知らない事業者が介入するのは難しく、利用者をよく知る障害福祉サービス事業所が同一法人の介護保険事業所に頼んで対応してもらっているといったケースもあるのではないかとの指摘もあった。

図表 67 アンケート調査（問 25）の集計結果抜粋

	年齢別				利用者総数
	0歳～17歳	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳～	
利用者数	571	2,066	2,224	165	5,026
利用者総数に占める割合	11.4%	41.1%	44.2%	3.3%	

図表 68 アンケート調査（問 35）の集計結果抜粋

個別給付サービス優先にもかかわらず訪問入浴サービスを利用する理由	自治体数	回答総数に占める割合
1. 利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	110	43.1%
2. 医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	145	56.9%
3. その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため	138	54.1%
4. 複数名の支援者で対応する必要があるため	93	36.5%
5. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、利用希望日時が個別給付サービス事業所の開所時間外または定休日のため	4	1.6%
6. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス事業所が地域にないため	2	0.8%
7. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス事業所が人員体制等の事情により対応することができないため	13	5.1%
8. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービスの支給限度（単位数）を超えているため	15	5.9%
9. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため	5	2.0%



10. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス事業所がないため	6	2.4%
11. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、相談支援員等の助言により利用者が希望したため	9	3.5%
12. その他	15	5.9%
回答総数(個別給付サービスを地域生活支援事業より優先すると回答した自治体数)	255	

(ヒアリング調査における主な意見)

- ・介護保険の訪問入浴介護や生活介護等の個別給付サービスでの入浴支援が利用できる場合には訪問入浴サービスは利用対象外とし、他施策で対応できない場合のみ利用を認めている。
- ・実際の利用者像としては、自力で起き上がることが困難な者や医療的ケアの必要な者が多い。
- ・生活介護事業所における利用回数に制限があるため、充足できないニーズを訪問入浴サービスで対応している。
- ・自宅ではなく通所先の事業所で入浴を利用したいとの保護者の要望がある。

## (2) 分析と課題

### ①訪問入浴サービスの利用・運用実態について

- ・個別給付サービスと地域生活支援事業の優先関係に係る自治体のルールの整備状況については、移動支援事業と日中一時支援事業・訪問入浴サービスでは傾向に差異が見られたものの、いずれの事業も半数以上の自治体で明確なルールはない状態となっており、地域生活支援事業の限りある予算を有効に活用するためには、一定の整理を図る余地が見られる。
- ・一方で、こうしたルールを定めている自治体でも、地域における個別給付サービス事業所の有無等によっては、地域生活支援事業で対応している実態もある。個別給付サービス事業所の確保の取組を行っている自治体も少数である中、自治体によるルールの整備だけでは実効性に乏しい可能性がある。

### ②日中一時支援事業と個別給付サービスの関係性

- ・生活介護や放課後等デイサービスの閉所後のニーズに対して日中一時支援事業により支援を行うケースは、アンケート調査・ヒアリング調査ともに実態として多くあることが把握された。
- ・これについて、個別給付サービス側で開所時間を延長（延長支援加算の取得等）するという方策も考えられるものの、現状では自治体・事業所ともに個別給付サ

ービスの開所時間を延長することで対応するという意識に乏しい。個別給付サービスとの優先関係に関する基本的な考え方を整理した上で、で、この考え方を踏まえた対応（の意義等）を広める・促す取組の必要性が示唆されている。

- ・また、ヒアリング調査では、個別給付サービス事業所から別の事業所に移動して日中一時支援事業で対応しているケースも確認されており、1か所の個別給付サービス事業所では延長ニーズのある利用者が少ない可能性が示唆された。

### ③移動支援事業と個別給付サービスの関係性

- ・日中一時支援事業や訪問入浴サービスと比べると、個別給付サービスの利用優先や併給不可といった運用が広く行われている様子が伺えた。とりわけ、ヒアリング調査では重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定を行う場合には、移動支援事業は利用対象外になるとした自治体が複数あった。
- ・類似の支援が可能な個別給付サービスがある場合にはそちらの利用を促したいという意向が聞かれた。自治体としても運用の整理に関心が高い事業であると考えられる。
- ・他方で、全国的な利用者数では知的障害の利用者が6割弱となっており、障害支援区分の高い者も多く含まれていることから、行動援護の主要な利用対象者層を移動支援事業で支援している可能性が示唆されており、行動援護の事業者が少ない（ない）ため移動支援事業で対応していると回答した自治体もあったことから、居宅介護や移動支援事業の事業所がなぜ行動援護の指定を取得しない（取得できない）理由や事情について把握し、居宅介護や移動支援事業の事業者が行動援護の指定を取得するよう促すといった取り組みが必要であると考えられる。

### ④訪問入浴サービスと個別給付サービスの関係性

- ・入浴ニーズについては、訪問入浴サービスだけでなく、介護保険の訪問入浴介護や、障害福祉制度の生活介護事業所や居宅介護事業所からの支援において対応されており、訪問入浴サービスはこれらの個別給付サービスに対する補完的な位置づけで運用されている。
- ・こうした実態を踏まえ、訪問入浴サービスと個別給付サービスとの関係性や在り方について、検討する必要がある。

# 資料

## 資料1 アンケート調査 調査票

(別添)

<p>厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業 「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」 自治体調査 調査票</p>
---

<ご回答に当たってのお願い>

- ・本調査は、国における地域生活支援事業の在り方の検討の基礎資料とするため、各自治体における日中一時支援事業・移動支援事業・訪問入浴サービスの運用や利用の実態についてお伺いするものです。回答に当たっては、別添の記載要領を一読いただき、貴自治体内の状況についてご回答ください。
- ・管内の事業所の状況については、把握している範囲でご回答をお願いいたします。
- ・特に断りのない場合、令和4年10月1日時点の情報をご回答ください。
- ・回答を入力いただいた調査票は、以下の宛先まで、令和5年1月13日(金)までにメールにてご返送ください。

<p>&lt;調査票の返送先・調査に関するお問い合わせ先&gt;</p>
<p>調査実施主体：PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」事務局 担当：栗城 尚史、長田 直子 【メール】jp_r4_chiikiseikatsushien-research@pwc.com</p>

問1. 貴自治体の所在都道府県及び市区町村名をドロップダウンリストから選択ください。  
※自治体コードは選択に応じて自動で表示されます。

都道府県名	
市区町村名	
自治体コード	#N/A

※貴自治体のご回答について弊社から確認等させていただく場合がございますので、連絡可能なご担当者及び連絡先についてご教示願います。(地域生活支援事業の各事業ごとに担当者が異なる場合は、事業ごとに入力願います。)

日中一時支援事業	部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
移動支援事業	部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
訪問入浴サービス	部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

「1. 日中一時支援事業について」にお進みください。

1. 日中一時支援事業について

問2. 貴自治体内における、日中一時支援事業の実施事業所数（令和4年10月1日現在）を入力ください。

※貴自治体の管内に所在する事業所数を回答ください。

※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」を入力ください。

※令和4年10月1日現在の数を把握されていない場合、直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数を記入ください。

① 貴自治体管内の事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内事業所の合計	
② ①のうち生活介護と併設している事業所数	
③ ①のうち放課後デイサービスと併設している事業所数	
④ ①のうち就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援)と併設している事業所数	
⑤ ①のうち日中一時支援のみを実施している事業所数	

問3. 貴自治体内における日中一時支援事業の利用者数（利用決定を受けている障害児者数。令和4年10月1日現在）を入力ください。

※障害種別等については、重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

身体障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

知的障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

精神障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

難病等	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

日中一時支援事業の利用者数の総計 (a)	0	←上記の内訳を入力すると自動で計算されますので、ご確認ください。
----------------------	---	----------------------------------

問4. 日中一時支援事業の令和3年度における延べ利用回数（利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計）及び総事業費（貴自治体が事業者に委託費等として支出した金額の総額）を入力ください。

延べ利用回数(障害児)	把握している	←把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください。
延べ利用回数(障害者)	把握している	
総事業費		

問5. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）について、優先関係もしくは併給の可否を決めたルールはありますか。該当するものをドロップダウンリストより選択ください。

優先関係	
併給の可否	

※問5のご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

問6. 問3で回答いただいた利用者について、以下のうち、貴自治体が把握されている日中一時支援事業を利用する目的として該当するものすべてに○を入力し、それぞれ該当する利用者の人数(令和4年10月1日現在)が多い順に(1, 2, 3・・・)と番号を振ってください。  
 ※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。  
 ※いづれも該当する利用者がある項目にのみ入力すれば結構です。すべての項目に対して番号を振る必要はありません。

利用する理由	該当する場合に○	該当する利用者が多い順に番号を振る
1. 利用希望時間が個別給付サービス(生活介護)事業所の開所時間後の居場所として利用する		
2. 利用希望時間が個別給付サービス(放課後等デイサービス)事業所の開所時間後の居場所として利用する		
3. 利用希望日が個別給付サービス(生活介護)事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する		
4. 利用希望日が個別給付サービス(放課後等デイサービス)事業所の定休日に居場所・活動の場として利用する		
5. 個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)事業所が地域にない(少ない)ため、日中活動の機会確保や居場所づくりとして利用する		
6. 個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)の支給限度(日数)を超えて日中活動の機会や居場所を確保するために利用している		
7. 障害支援区分が個別給付サービス(生活介護)の対象外または未判定であるため、日中活動の機会や居場所を確保するために利用している		
8. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所(生活介護)が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している		
9. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる個別給付サービス事業所(放課後等デイサービス)が地域になく、柔軟に対応可能な日中一時支援事業を利用している		
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
11. その他		

問7. 個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)と日中一時支援事業を両方利用している者の数を入力ください。

①個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)と日中一時支援事業を両方利用している者の総数(b)	
②①のうち生活介護の利用者	
③①のうち放課後等デイサービスの利用者	
把握している	—把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください
○個別給付サービス(生活介護及び放課後等デイサービス)を利用せず日中一時支援のみを利用している者の数	
0	—問3の合計から①を引いた数が表示されますのでご確認ください。

問 8. 問 5 で「1. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）を優先している」と回答いただいた方で、日中一時支援事業の利用者がいる場合にお伺いします。  
 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）を優先としている一方で、日中一時支援事業を利用することとなっている理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力し、それぞれ該当する利用者の人数（令和 4 年 10 月 1 日現在）が多い順に(1, 2, 3・・・)と番号を振ってください。  
 ※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。  
 ※いずれも該当する利用者がいる項目にのみ入力すれば結構です。すべての項目に対して番号を振る必要はありません。

利用する理由	該当する場合に○	該当する利用者数 (多い順に番号を振る)
1. 利用希望時間が個別給付サービス（生活介護）事業所の開所時間外のため		
2. 利用希望時間が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の開所時間外のため		
3. 利用希望日が個別給付サービス（生活介護）事業所の定休日にあたるため		
4. 利用希望日が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の定休日にあたるため		
5. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が地域にないため		
6. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）事業所が人員体制等の事情により対応できないため		
7. 個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の支給限度（日数）を超えているため		
8. 障害支援区分が個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の対象外または未判定であるため		
9. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（生活介護）事業所がないため		
10. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所がないため		
11. 個別給付サービス（生活介護）の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため		
12. 個別給付サービス（放課後等デイサービス）の利用目的の対象外（もしくは本来の目的とは異なる）ニーズに対応するため		
13. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
14. その他		

※「9. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な給付サービス（生活介護）事業所がないため」「10. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な給付サービス事業所（放課後等デイサービス）がないため」を選択された場合は具体的な障害種別等を以下に記載ください。

※「14. その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

問9. 問8で「1.利用希望時間が個別給付サービス（生活介護及）事業所の開所時間外のため」もしくは「2.利用希望時間が個別給付サービス（放課後等デイサービス）事業所の開所時間外のため」を選択された方にお伺いします。個別給付サービス（生活介護及び放課後等デイサービス）の延長支援加算による時間外対応が困難な理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力ください。

時間外対応が困難な理由	該当する場合に○
1.利用ニーズが少ない	
2.事業所の職員の確保が困難	
3.障害福祉サービス報酬の加算単位が少ない	
4.(放課後等デイサービスについて)延長してまで療育を行う必要性が感じられないため	
5.(放課後等デイサービスについて)長時間にわたり療育を行うには費用や人員が不足するため	
6.理由は把握していない	
7.その他	

※「7.その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

問10. 貴自治体において、個別給付サービス事業所（生活介護及び放課後等デイサービス）を確保するための取組みをこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っていますか。

取組の有無	
-------	--

※「1.取組みあり」を選択された場合は取組みの具体的な内容、取組みの効果、事業所の確保が進まない理由について以下に記載ください。

問11. 貴自治体内に個別給付サービス事業所（生活介護及び放課後等デイサービス）に事業所がない(少ない)と考える場合の理由を教えてください。

「2. 移動支援事業について」にお進みください。



2. 移動支援事業について

問12. 貴自治体内における、移動支援事業の実施事業所数（令和4年10月1日現在）を入力ください。

※貴自治体の管内に所在する事業所数を回答ください。

※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」を入力ください。

※令和4年10月1日現在の数を把握されていない場合、直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数を記入ください。

※複数の事業所を併設している場合は、それぞれに計上してください。

① 貴自治体管内の事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内事業所の合計	
② ①のうち居宅介護と併設している事業所数	
③ ①のうち重度訪問介護と併設している事業所数	
④ ①のうち行動援護と併設している事業所数	
⑤ ①のうち同行援護と併設している事業所数	

問13. 貴自治体内における移動支援事業の利用者数（利用決定を受けている障害児者数。令和4年10月1日現在）を入力ください。

※障害種別等については、重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

身体障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

知的障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

精神障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

難病等	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

移動支援事業の利用者数の総計 (a) 0 ー上記の内訳を入力すると自動で計算されますので、ご確認ください。

問14. 移動支援事業の令和3年度における延べ利用回数（利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計）及び総事業費（貴自治体が事業者に委託費等として支出した金額の総額）を入力ください。

延べ利用回数（障害児）		把握している	ー把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください。
延べ利用回数（障害者）		把握している	
総事業費			

問15. 移動支援事業の令和3年度における延べ利用回数（利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計）のうち、実施方法ごとの内訳を入力ください。

個別支援型		把握している	ー把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください。
グループ支援型		把握している	
車両移送型		把握している	

問16. 貴自治体の利用要件や運用ルール等で移動支援事業の利用を可と定めている利用目的に○、利用を不可としている利用目的に×を入力ください。

利用目的	利用を可としている場合に○ 利用を不可としている場合に×	利用目的	利用を可としている場合に○ 利用を不可としている場合に×	利用目的	利用を可としている場合に○ 利用を不可としている場合に×
冠婚葬祭		墓参り		その他緊急時の外出	
日用品の買い物		研修会等への参加		継続的通学	
公的行事（学校行事、会社の行事等）		継続的通勤		訓練のための通学	
レジャー		訓練のための通勤		職場を起点とする外出・移動（通院等）	
レクリエーション		家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学		その他	
グループ活動					

※「その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

問17. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）について、優先関係もしくは併給の可否を定めたルールはありますか。

優先関係	
併給の可否	

※問17のご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

問18. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の数を入力ください。

①個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の総数（b）	
②①のうち居宅介護の利用者	
③①のうち重度訪問介護の利用者	
④①のうち行動援護の利用者	
⑤①のうち同行援護の利用者	

把握している  把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください

○個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）を利用せず移動支援事業のみを利用している者の数（a-b）

問13の合計から①を引いた数が表示されますのでご確認ください。

問19. 問17で「1.個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）を優先している」と回答いただいた方で、移動支援事業の利用者がいる場合にお伺いします。  
 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）を優先としている一方で、移動支援事業を利用することとなっている理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力し、それぞれ該当する利用者の人数（令和4年10月1日現在）が多い順に(1,2,3・・・)と番号を振ってください。  
 ※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。  
 ※いずれも該当する利用者がいる項目のみ入力すれば結構です。すべての項目に対して番号を振る必要はありません。

移動支援事業を利用する理由	該当する場合に○	該当する利用者が多い順に番号を振る
1. 利用希望時間が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の開所時間外のため		
2. 利用希望日が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の定休日にあたるため		
3. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所が地域にない(少ない)ため		
4. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の人員不足により利用者の利用希望どおりに対応することができないため		
5. 当該利用者の個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の支給限度（単位数）を超えているため		
6. 障害支援区分が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の対象外または未判定であるため		
7. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため		
8. 給付サービスで対応できない外出ニーズのため		
9. 地方自治体の国庫負担基準の上限を超過することが見込まれることから、超過分を全額自治体負担で給付するよりも移動支援事業により実施する方が財政負担が軽いため		
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
11. 介護保険サービスでは対応できないガイドヘルプサービスを利用したいため		
12. その他		

※「7. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な給付サービス事業所がないため」を選択された場合は具体的な障害種別等を以下に記載ください。

※「12. その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

問20. 問19で「8. 給付サービスで対応できない外出ニーズのため」を選択された方にお伺いします。把握されている具体的な外出ニーズについて、以下のうち該当するものすべてに○を入力ください。

ニーズの内容	該当する場合に○	ニーズの内容	該当する場合に○	ニーズの内容	該当する場合に○
冠婚葬祭		墓参り		その他緊急時の外出	
日用品の買い物		研修会等への参加		継続的通学	
公的行事（学校行事、会社の行事等）		継続的通勤		訓練のための通学	
レジャー		訓練のための通勤		職場を起点とする外出・移動（通院等）	
レクリエーション		家族や支援者が対応不能な場合等の緊急時の通勤/通学		その他	
グループ活動					

※「その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

問21. 問20で「訓練のための通勤」と回答した方にお伺いします。就労移行支援事業の支援の一環として、通勤訓練が可能であるところ、就労移行支援における通勤訓練による対応が困難な理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力してください。

就労移行支援における通勤訓練による対応が困難な理由	該当する場合に○
1. 利用希望日時が就労移行支援事業所の開所時間外または定休日のため	
2. 就労移行支援事業所が地域にないため	
3. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の支給限度（単位数）を超えているため	
4. 障害種別等や状態像から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため	
5. 通勤訓練加算の対象とならない等、報酬単位数が十分でないことにより事業所が受け入れられないため	
6. 就労移行支援が関わっていないため	
7. その他	

※「4. 障害種別等や状態像から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため」を選択された場合は具体的な状態像を以下に記載ください。

※「7. その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

--

問22. 貴自治体において、個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所を確保するための取組みをこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っていますか。

取組の有無	
-------	--

※「1. 取組みあり」を選択された場合は取組みの具体的な内容、取組みの効果、事業所の確保が進まない理由について以下に記載ください。

--

問23. 貴自治体内に個別給付サービス事業所（居宅介護（通院等乗降介護）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に事業所がない（少ない）と考える場合の理由を教えてください。

--

「3. 訪問入浴サービスについて」にお進みください。

3. 訪問入浴サービスについて

問24. 貴自治体内における、訪問入浴サービスの実施事業所数（令和4年10月1日現在）を入力ください。

※貴自治体の管内に所在する事業所数を回答ください。

※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」を入力ください。

※令和4年10月1日現在の数を把握されていない場合、直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数を記入ください。

① 貴自治体管内の事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内事業所の合計	
② ①のうち個別給付サービス居宅介護と併設している事業所数	
③ ①のうち介護保険の訪問入浴介護（または介護予防訪問入浴介護）の指定を受けている事業所数	

※介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない訪問入浴サービス事業所がある場合、介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない（受けられない）理由を以下に記載ください。

問25. 貴自治体内における訪問入浴サービスの利用者数（利用決定を受けている障害児者数。令和4年10月1日現在）を入力ください。

※障害種別については、重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

身体障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

  

知的障害	障害支援区分						
	非該当 /認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

精神障害	障害支援区分						
	非該当/認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

難病等	障害支援区分						
	非該当/認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0歳～17歳							
18歳～39歳							
40歳～64歳							
65歳～							
計	0	0	0	0	0	0	0

訪問入浴サービスの利用者数の総計 (a)  ー上記の内訳を入力すると自動で計算されますので、ご確認ください。

問26. 貴自治体内における訪問入浴サービスの利用者数（利用決定を受けている障害児者数。令和4年10月1日現在のうち、要介護認定（要支援含む）を受けている介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者の数をそれぞれ入力ください。

第1号被保険者	
第2号被保険者	

問27. 障害児の利用者について、医療的ケア区別の有無別に人数を入力してください。

医療的ケア区分有	
非該当/認定なし	

問28. 訪問入浴サービスの令和3年度における延べ利用回数（利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計）及び総事業費（貴自治体が事業者に委託費等として支出した金額の総額）を入力ください。

延べ利用回数(障害児)		把握している	ー把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください。
延べ利用回数(障害者)		把握している	
総事業費			

問29. 訪問入浴サービス1回当たりの単価（基準単価）の設定について、該当するものをドロップダウンリストより選択ください。

回答欄	
-----	--

※「2. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価より高く設定している」「3. 介護保険制度の訪問入浴介護の単価より低く設定している」を選択された場合は具体的な考え方を以下に記載ください。



問30. 入浴設備や配置人員に関する要件について、実施要綱等で定めがありますか。それぞれ該当するものを一つをド  
ロップダウンリストより選択ください。

設備要件要件	
配置人員要件	

※設備要件について「2.障害特性を踏まえて、より手厚い設備要件を設けている」もしくは「4.その他」を選択された  
場合は具体的な考え方を以下に記載ください。

※人員要件について「2.障害特性を踏まえて、より手厚い設備要件を設けている」もしくは「5.その他」を選択された  
場合は具体的な考え方を以下に記載ください。

問31. 利用対象者の要件について、実施要綱等で定めがありますか。以下のうちそれぞれについて、対象としているか  
否かをドリップダウンリストより選択ください。

利用者の要件	利用対象か否か
1.介護保険の訪問入浴の利用者	
2.個別給付（居宅介護、生活介護等）で入浴の支援を受けている者	
3.医療的ケア等、特別の支援が必要な者	

※利用対象者について、その他に定めている要件があれば以下に記載ください。

問32. 個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)との優先関係について、優先関係もしくは併給の可否を  
定めたルールはありますか。

優先関係	
併給の可否	

※問32のご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

問33. 介護保険の訪問入浴介護との優先関係について、貴自治体の運用上のルール等がありますか。該当するものを一つ  
をドリップダウンリストより選択ください。

回答欄	
-----	--

※問33のご回答について、具体的な理由や背景、考え方があれば以下に記載ください。

問34. 個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)と訪問入浴サービスを両方利用している者の数を入力ください。

①個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)と訪問入浴サービスを両方利用している者の総数	
②①のうち居宅介護の利用者	
③①のうち重度訪問介護の利用者	
④①のうち生活介護の利用者	

把握している  把握していない場合はドロップダウンから「把握していない」を選択ください

○個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)を利用せず訪問入浴サービスのみを利用している者の数

問25の合計から①を引いた数が表示されますのでご確認ください。

問35. 問32で「1. 個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)を優先している」と回答いただいた方で、訪問入浴サービスの利用者がある場合にお伺いします。  
 個別給付サービスを優先している一方で、訪問入浴サービスを利用することとなっている理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力し、それぞれ該当する利用者の人数(令和4年10月1日現在)が多い順に(1, 2, 3・・・)と番号を振ってください。  
 ※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。  
 ※いずれも該当する利用者がある項目にのみ入力すれば結構です。すべての項目に対して番号を振る必要はありません。

訪問入浴サービスを利用する理由	該当する場合に○	該当する利用者が多い順に番号を振る
1. 利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため		
2. 医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため		
3. その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため		
4. 複数名の支援者で対応する必要があるため		
5. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、利用希望日時が個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)事業所の開所時間外または定休日のため		
6. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)事業所が地域にないため		
7. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)事業所が人員体制等の事情により対応することができないため		
8. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)の支給限度(単位数)を超えているため		
9. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害支援区分が個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)の対象外または未判定であるため		
10. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護)事業所がないため		
11. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
12. その他		

※「6. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が地域にないため」を選択された場合は具体的な障害種別等を以下に記載ください。

--

※「12. その他」を選択された場合は具体的な内容を以下に記載ください。

--

問36. 貴自治体において、個別給付サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）を確保するための取組をこれまでに行ったことがある、もしくは現在行っていますか。

取組の有無	
-------	--

※「1. 取組あり」を選択された場合は取組の具体的な内容、取組の効果、事業所の確保が進まない理由について以下に記載ください。

--

問37. 貴自治体内に個別給付サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護）に事業所がない(少ない)と考える場合の理由を教えてください。

--

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

令和4年度障害者総合福祉推進事業  
地域生活支援事業における日中一時支援等の  
利用状況等に関する調査研究

発行日：令和5年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社